

## II 協定等

# 1 えびの市が締結している主な協定

(行政・公的機関など)

区分	協定名	締結団体	締結年月日
県内	①宮崎県消防相互応援協定	県内 33 市町村	昭和 42 年 9 月 11 日 (全面改定)
			平成 7 年 6 月 19 日 (一部改定)
			平成 18 年 7 月 20 日
	②宮崎県市町村防災相互応援協定	県内 44 市町村	平成 8 年 8 月 29 日
	③災害時における医療救護に関する協定	えびの市、小林市、高原町 社団法人西諸医師会	平成 23 年 12 月 28 日
災害時における歯科医療救護活動に関する協定	一般社団法人小林えびの西諸歯科医師会	令和 2 年 8 月 2 5 日	
えびの市災害ボランティアセンターの設置及び運営等に関する協定	社会福祉法人えびの市社会福祉協議会	令和 5 年 2 月 2 1 日	
県外	④消防相互応援協定	えびの市	昭和 46 年 4 月 1 日
		吉松町の消防 (鹿児島県)	
	消防及び救急業務相互応援協定	えびの市、小林市、須木村、高原町、野尻町 (西諸広域行政事務組合)	昭和 61 年 4 月 1 日
		多良木町、水上村、上球磨消防組合 (熊本県)	
⑤環霧島会議防災相互応援協定	えびの市、小林市、都城市、高原町 (宮崎県)	平成 21 年 5 月 19 日	
	霧島市、曾於市、湧水町 (鹿児島県)		
⑥災害時等の相互応援に関する協定	えびの市	平成 24 年 3 月 30 日	
	人吉市 (熊本県)		
	伊佐市、湧水町 (鹿児島県)		
⑦えびの市における大規模な災害時の応援に関する協定	えびの市	平成 23 年 8 月 18 日	
	国土交通省九州地方整備局		
⑧全国青年市長会	49 市	平成 21 年 12 月 7 日	

(民間企業)

区分	協定名	締結団体	締結年月日
ガス	①災害時におけるLPガス供給活動等に関する協定	社団法人 宮崎県エルビーガス協会えびの支部	平成 22 年 11 月 10 日
電気	②災害時の電気設備応急対策に関する協定	一般社団法人 宮崎県電業協会宮崎県西部電業協会	平成 24 年 4 月 1 日
		小林地区電気工事業協同組合	平成 26 年 5 月 30 日
水道	③災害時等における水道の応急活動の実施に関する協定	えびの市管工事協同組合	平成 24 年 7 月 25 日
物資	④災害時における生活関連物資の調達等に関する協定	えびの市商工会	平成 24 年 8 月 30 日
		株式会社 ナフコ	令和 2 年 3 月 23 日
		株式会社コスモス薬品	令和 2 年 4 月 23 日
⑤災害時における救援物資提供に関する協定	NPO法人コメリ災害対策センター	令和 2 年 8 月 19 日	
⑥災害時における応急対策業務等に関する基本協定	南九州コカ・コーラボトリング株式会社	平成 19 年 4 月 24 日	
建設	⑥災害時における応急対策業務等に関する基本協定	小林地区建設業協会	平成 24 年 4 月 1 日
〃	⑦災害時における応急対策業務等に関する基本協定	えびの市建設業協会	平成 20 年 11 月 1 日
用水	⑧災害応急対策に必要な用水の確保に関する協定	西諸地区生コンクリート事業協同組合	平成 21 年 4 月 1 日
福祉	⑨災害時における福祉用具等の調達に関する協定	株式会社ライフサポート	平成 24 年 8 月 29 日
避難場所	⑩災害発生時における福祉避難所の設置運営における協定	社会福祉法人えびの明友会	平成 28 年 7 月 4 日
	⑪災害発生時における福祉避難所の設置運営における協定	社会福祉法人慈愛会	平成 24 年 8 月 30 日
	⑫災害発生時における福祉避難所の設置運営における協定	社会福祉法人慶和会	平成 24 年 11 月 20 日
電話	⑬災害時における特設公衆電話の設置・利用に関する協定書	西日本電信電話株式会社宮崎支社	平成 27 年 7 月 27 日
郵便	⑭災害時におけるえびの市とえびの市関係郵便局の協力に関する協定	代表 日本郵便株式会社 加久藤郵便局長	平成 27 年 10 月 1 日
電気	⑮災害復旧に関する覚書	九州電力送配電株式会社都城配電事業所	平成 30 年 3 月 22 日
捜索	⑯災害時における災害救助犬の出動及び捜索活動に関する協定書	特定非営利活動法人九州災害救助犬協会	平成 31 年 3 月 27 日
情報	⑰災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	令和 1 年 11 月 25 日
	⑱災害に係る情報発信等に関する協定	株式会社テレビ宮崎	令和 3 年 12 月 17 日

## ① 宮崎県消防相互応援協定

平成 7 年 6 月 19 日 締結  
改定 平成 18 年 7 月 20 日

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 39 条の規定に基づき、宮崎県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合を含む。以下同じ。）は、消防の相互の応援に関して次のとおり協定する。

### （目的）

第 1 条 この協定は、県内において市町村単独では対応することのできない大規模・特殊災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、相互の消防力を活用して災害による被害を最小限に防止することを目的とする。

### （応援業務の範囲）

第 2 条 この協定における応援業務の範囲は、消防組織法第 1 条に規定する消防の任務とする。

### （応援出動）

第 3 条 応援出動は、災害発生地の市町村の長の要請に基づいて行うものとする。ただし、緊急を要する場合については、災害を覚知した市町村の長の判断により要請を待たずに応援出動することができるものとする。

### （応援要請の方法）

第 4 条 応援の要請は、災害の発生した市町村の長から電話その他の方法により、次の事項を明らかにして要請し、事後において速やかに文書を提出するものとする。

- （1） 災害等の状況
- （2） 応援を要する人員及び機械器具等の種別数量
- （3） その他必要な事項

### （応援人員の派遣）

第 5 条 前条の規定により、応援の要請を受けた市町村の長は、管轄する区域における業務に支障のない限り、応援のための人員等（以下「応援隊」という。）を派遣しなければならない。なお、応援隊の派遣が困難な場合は、直ちに要請側の市町村の長に通報するものとする。

### （応援の指揮）

第 6 条 応援隊の指揮は、要請側の市町村の長又は消防長若しくは消防団長が行うものとする。

2 指揮は、応援隊の長に対して行うものとする。ただし、緊急を要するときは、直接応援隊の隊員に命令することができる。

### （報告）

第7条 応援隊の長は、次に掲げるときは、第6条に規定する指揮者に報告しなければならない。

- (1) 応援隊が災害発生地に到着したとき
- (2) 応援隊が災害発生地から引揚げるとき

2 応援隊の長は、随時、指揮者に対し応援隊の活動状況について報告するものとする。

(費用の負担)

第8条 応援出動に要した費用は、原則として応援側市町村の負担とする。ただし、応援隊の故意又は過失によらない事故等が発生した場合、又は多額の費用を要した場合等は、要請側及び応援側市町村両者の協議による。

(補則)

第9条 この協定は、市町村の協議により改定することができる。

2 この協定の実施に関し必要な事項は、市町村の消防長及び消防本部を置かない町村にあってはその長から委任を受けた者又は消防団長が協議の上別に定める。

附 則

1 この協定は、平成7年6月19日から効力を生じる。

2 宮崎縣市町村消防相互応援協定(昭和42年9月11日締結)は、廃棄する。

附 則(平成18年7月20日)

この協定は、平成18年7月20日から効力を生ずるものとする。

(出典：平成20年度宮崎県地域防災計画書・同資料編)

## ② 宮崎県市町村防災相互応援協定

平成 8 年 8 月 29 日締結

(趣旨)

第 1 条 この協定は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）第 67 条第 1 項の規定の趣旨に基づき、県内において大規模な災害が発生し、被災市町村独自では十分な応急措置が実施できないときに、円滑に市町村間相互の応援を行うために、必要な事項について定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この協定において、災害とは、法第 2 条第 1 号に定める災害をいう。

(連絡窓口)

第 3 条 市町村は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部局を定め、災害が発生したときには、速やかに必要な情報を相互に伝達するものとする。

(応援項目)

第 4 条 応援項目は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 災害応急措置に必要な職員の派遣
- (2) 食料品、飲料水及び生活必需品の提供
- (3) 避難及び収容施設並びに住宅の提供
- (4) 医療及び防疫に必要な資機材及び物資の提供
- (5) 遺体の火葬のための施設の提供
- (6) ごみ及びし尿の処理のための装備及び施設の提供
- (7) 災害応急措置に必要な車両及び資機材の提供
- (8) ボランティア団体の受付及び活動調整
- (9) その他応援のため必要な事項

(応援要請の手続)

第 5 条 被災市町村の長は、応援を要請しようとするときは、次に掲げる事項を明らかにして、口頭により行い、事後において速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害及び被害が予想される状況
- (2) 前条に掲げる応援項目の種類及び内容
- (3) 応援を希望する期間
- (4) その他必要な事項

(応援の実施)

第 6 条 応援を要請された市町村長は、あらゆる手段を講じ、応援に努めるものとする。

2 被災市町村以外の市町村の長は、災害の実態に照らし、特に緊急を要し、被災市町村の長が前条に定める要請ができないと判断される場合には、県消防防災課と協議の上、同条の要請を待たないで、必要な応援を行うことができるものとする。この場合には、同条の応援要請があったものとみなす。

(応援部隊の指揮)

第7条 応援部隊は、応援を要請した市町村長の指揮の下に行動するものとする。

(経費負担)

第8条 応援に要した経費は、応援を受けた市町村の負担とする。ただし、特段の事情がある場合は、当事者間の協議によるものとする。

(平常時の任務)

第9条 この協定に基づく応援が円滑に行われるように、各市町村は、自らの応援能力等を正確に把握するものとする。

2 前項の規定による応援能力を相互に把握するため、年1回以上、連絡会を開催して応援に必要な情報の交換をするものとする。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、市町村が別に消防組織法の規定に基づき締結した消防相互応援等その他の協定を排除するものではない。

(その他)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、市町村が協議して定めるものとする。

(効力発生の時期)

第12条 この協定は、平成8年9月1日から効力を生じる。

この協定の締結を証するため、本書44通を作成し、記名押印の上、各1通を保有するものとする。

### ③ 災害時における医療救護に関する協定



## 災害時における医療救護に関する協定

小林市、えびの市及び高原町（以下「甲」という。）と社団法人西諸医師会（以下「乙」という。）とは、災害発生時において地域の連携・協力体制を迅速に築き、必要とされる医療救護を実施するため、次のとおり協定を締結する。

### （総則）

第1条 この協定は、地震、風水害等の自然災害、及びその他の災害により被害が発生した甲のいずれかの市町（以下「発生市町」という）が乙に対して行う医療救護の協力要請等に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （適用範囲）

第2条 この協定の適用範囲は甲と乙で対応可能な範囲とし、国・県等の支援を必要とする際はその計画・協定等を適用する。

### （災害医療計画）

第3条 乙は、第1条に定める医療救護を迅速かつ適切に実施するため、西諸医師会災害医療計画（以下「災害医療計画」という。）を作成し、これを甲に提出するものとする。また、計画を変更した場合についても同様とする。

2 前項の災害医療計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 組織
- (2) 医療救護班の編成及び活動
- (3) 医薬品等の確保
- (4) 関係機関との通信連絡
- (5) その他必要な事項

(医療救護班の派遣)

第4条 発生市町は、医療救護活動を実施する必要があるときは、乙に対し、医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により発生市町から派遣要請を受けた場合は、第3条に定める災害医療計画に基づき、直ちに医療救護班を派遣するものとする。

3 乙は、緊急やむを得ない事情により発生市町から派遣要請を受けるいとまのない場合には、自らの判断により医療救護班を派遣することができるものとし、その派遣については発生市町の要請に基づくものとみなす。

(医療救護班の業務)

第5条 乙が派遣する医療救護班は、発生市町が指定する医療救護所等において医療救護活動を行うことを原則とする。

2 医療救護活動の内容は、次のとおりとする。

- (1) トリアージ
- (2) 傷病者に対する応急措置の実施及び必要な医療の提供
- (3) 医療機関への搬送の要否の判断と搬送順位の決定
- (4) その他状況に応じた措置

(医薬品等の供給)

第6条 医療救護班が使用する医薬品等は、発生市町がその供給に必要な措置をとるものとする。

(搬送先医療機関の確保)

第7条 発生市町及び乙は、状況に応じて関係機関と協力し、必要な搬送先医療機関の確保を図るものとする。





(報告)

第8条 乙は、医療救護班を派遣したときは、医療救護活動終了後速やかに、その活動内容及び医薬品等の使用実績等を取りまとめ、文書により発生市町に報告するものとする。

(経費の負担)

第9条 医療救護活動に要した次の費用は、発生市町が負担するものとする。

- (1) 医療救護班の編成、派遣に要する経費
- (2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費
- (3) 医療救護班員が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の補償に要する費用

(実施細目)

第10条 この協定を実施するために必要な細目的事項については、別に定める。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から平成24年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了日の1月前までに、甲乙いずれからも申し出がない場合は、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は自動更新されるものとし、その後もまた同様とする。



この協定の締結を証するため、本協定書4通を作成し、立会人のもと甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成23年12月28日

甲 小林市

小林市長

肥後 正弘



えびの市

えびの市長

村岡 隆明



高原町

高原町長

日高 光浩



乙 社団法人 西諸医師会

会長

楨 健一郎

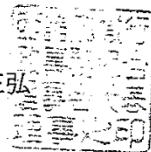


立会人

西諸広域行政事務組合

理事会代表理事

肥後 正弘



小林保健所

所長

藤本 茂紘



## ■西諸医師会災害医療計画

### 西諸医師会災害医療計画

#### 1 目的

この計画は宮崎県小林市・えびの市・高原町内の災害における救急医療を要する傷病者が突発的且つ集団的に発生した場合に、西諸医師会として迅速且つ的確に救急医療体制を確立し、更に他の関係機関との連絡と協力を密にして救急医療を行うことを目的とする。なお、この災害とは、原則として、医療救護班が各自の移動手段によって現地救護所（トリアージポイント）に移動できる程度のもを想定する。

#### 2 組織計画

西諸医療圏に救急医療を要する事態が発生した場合、管内市町長、又は宮崎県医師会災害医療対策本部、もしくは宮崎県災害対策地方支部長からの救急医療に関する要請を受けて次の組織を編成する。

西諸医師会災害医療対策本部（西諸医師会内）

災害医療対策本部の組織は次の人員で構成し、現地救護所への医療救護班の出動、応急処置及び収容施設の活動を円滑に実施できるように統率且つ指揮し、同時に宮崎県災害医療対策本部（宮崎県医師会）及び他の医療機関との連携を密にし、災害医療対策の万全を期す。

西諸医師会災害医療対策本部長	（西諸医師会長）	1名
〃 副本部長	（ 〃 副会長）	2名
〃 総務	（ 〃 総務理事）	1名
〃 救急担当理事	（ 〃 担当理事）	1名
〃 事務局長	（ 〃 事務局長）	1名

#### 3 医療救護班

災害の発生状況、又は各市町災害対策本部、もしくは宮崎県災害対策本部からの要請により医師会長は現地救護所に医療班を派遣する必要があると判断した際には、西諸医師会医療救護班を出動させる。また、救急指定病院へ派遣が必要と判断した場合も医療救護班を出動させる。

##### (1) 医療救護班

会長は別表第1に定める西諸医師会医療救護班員より出動可能な会員を出動させる。

##### (2) 作業内容

医療救護班は各市町が確保した現地救護所において、災害現場で発生した傷病者の診断・応急処置・重症度判別・搬送順位及び収容先医療機関の判別を行う。

(3) 医療救護班編成

医療救護班は次の人員にて編成し、災害の程度に応じて増班する。

医師 1名

看護師 2名～3名（医師会員が所属する医療機関の看護師より出動する）

(4) 医療資材の準備及び補給

医療資材等は災害発生地域の市町が準備したものを使用する。

(5) 医療救護班の交代

班員の要請又は本部において適宜交代を命ずる。

(6) 傷病者の重症度判定

医療救護班の医師は、次のように区別し、それぞれ救命措置、応急措置を行うものとする。

0 死亡…すでに死亡している者 (黒色)

I 重症…早急に治療、搬送が必要な者 (赤色)

II 中等症…すぐに治療しなくとも生命に別状がなく、搬送も急がなくてよい者 (黄色)

III 軽症…収容治療は必要なく、搬送を必要としない者 (緑色)

(7) 収容先医療機関の手配

医師会災害医療対策本部は医療救護班と連絡を密にし、搬送が必要な傷病者の収容先医療機関を手配する。

4 救急医療収容施設（別表第2）

(1) 患者収容にあたり医師会災害医療対策本部は医師会救急収容施設との連絡を密にし、最寄りの医療機関の収容可能人数を医療救護班の医師に連絡する。

(2) 救急医療収容施設の院長は搬入された傷病者数及び症状により医師会災害医療対策本部へ応援医師を依頼する。

※本計画は平成23年9月14日に改正したものである。

## 別表第1

## 西諸医師会医療救護班員名簿

## 小林市

No.	班員医師氏名	住所	電話番号
1	板橋健司	小林市北西方1212	27-1034
2	今園義治	小林市細野1810-1	25-0505
3	上田集宣	小林市細野1877-5	23-3377
4	押領司光雄	小林市細野134-15	22-3132
5	大森臣道	小林市堤3136-10	23-6101
6	沖浩一郎	小林市細野59-8	22-4043
7	勝間田健	小林市真方560-19	23-1551
8	中村哲也	小林市須木下田1224	48-2025
9	桑原淑子	小林市細野59-1	22-5528
10	近藤宏一	小林市細野405-9	22-4367
11	諏訪純	小林市南西方8198-1	22-6489
12	瀬野晋吾	小林市堤3727-1	23-5653
13	高崎直哉	小林市本町49-3	22-8521
14	立山洋司	小林市細野1777-1	22-1717
15	花田武浩	小林市堤2882-10	24-5100
16	針貝正純	小林市細野158	22-2322
17	廣田和英	小林市堤字丸岡2792-24	25-0550
18	柊山剩	小林市真方118	22-2503
19	二口総一郎	小林市真方212	22-5885
20	堀英晴	小林市細野436-10	23-3988
21	益山芳正	小林市細野55-1	23-5300
22	宮内宗徳	小林市南西方49-1	22-1103
23	宮崎裕三	小林市細野1619	22-2841
24	矢野裕士	小林市細野2759-1	22-5802
25	山田晴彦	小林市細野1676-4	25-0088

## えびの市

No.	班員医師氏名	住所	電話番号
1	石澤 宗純	えびの市大字原田2143-1	33-1438
2	井尻 裕司	えびの市大字向江261	37-3007
3	後庵 究	えびの市大字亀沢391-1	37-2233
4	児玉 芳知	えびの市大字大明司1023	35-3003
5	佐保 修二	えびの市大字小田1169-1	35-1250
6	杉原 純次	えびの市大字原田3236	21-3100
7	田中 哲夫	えびの市大字杉水流50-1	33-3838
8	丹 光明	えびの市大字大河平 4327-37	33-0107
9	長井 章	えびの市大字上江1007-4	33-5777
10	新添 謙一	えびの市大字原田2236	33-0148
11	前田 和伸	えびの市大字栗下218-1	35-1151
12	渡辺 千尋	えびの市大字向江929	37-1109

## 高原町

No.	班員医師氏名	住所	電話番号
1	川井田 繁	高原町大字西麓173-3	42-2000
2	児玉 マサ子	高原町大字西麓845	42-1109

## 別表第2

## 西諸医師会救急医療収容施設等名簿

## 【災害拠点病院】

No.	収容施設名	住所	電話番号
1	小林市立病院	小林市細野2235-3	23-4711

## 【救急指定病院】

No.	収容施設名	住所	電話番号
1	池田病院	小林市真方27-1	23-3535
2	園田病院	小林市堤3005-1	22-2221
3	えびの市立病院	えびの市大字原田3223	33-1023
4	国民健康保険高原病院	高原町大字西麓871	42-1022

## 【西諸医師会救急医療収容施設】(上記の災害拠点病院、救急指定病院も含む)

## 小林市

No.	収容施設名	住所	電話番号
1	池井病院	小林市真方87	23-4151
2	小林保養院	小林市堤2939	22-2836
3	内村病院	小林市水流迫852-1	23-2575
4	整形外科押領司病院	小林市細野162-1	22-3131
5	桑原記念病院	小林市細野167	22-4138
6	整形外科前原病院	小林市細野2033	23-1711
7	榎内科病院	小林市真方242	22-2819
8	押川病院	小林市野尻町東麓1082-1	44-1005
9	野尻中央病院	小林市野尻町東麓1170	44-1141

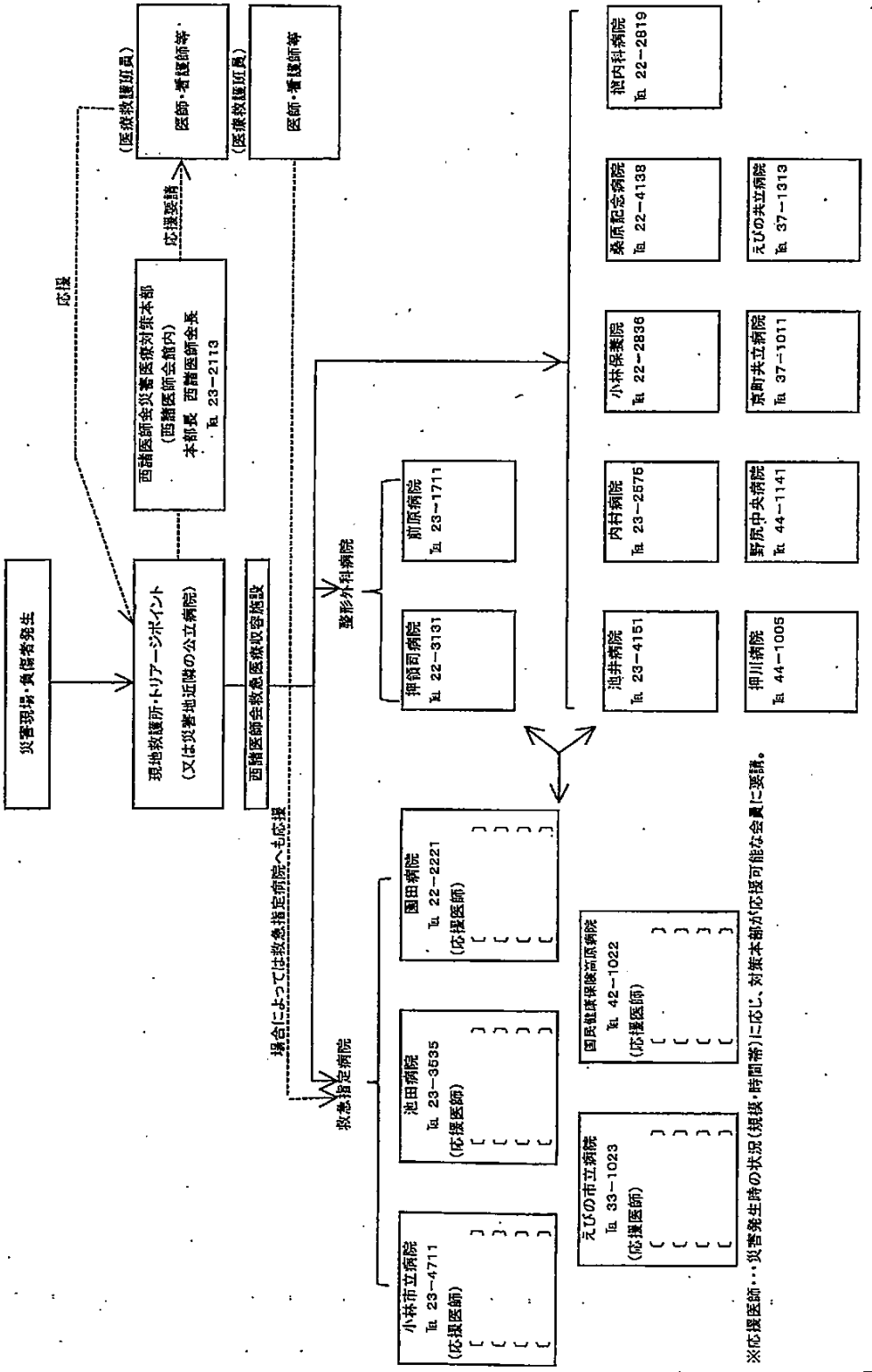
## えびの市

No.	収容施設名	住所	電話番号
1	えびの共立病院	えびの市大字向江506	37-1313
2	京町共立病院	えびの市大字向江508	37-1011

# 災害時救急医療体制(傷病者搬送経路)

## 【西諸医師会】

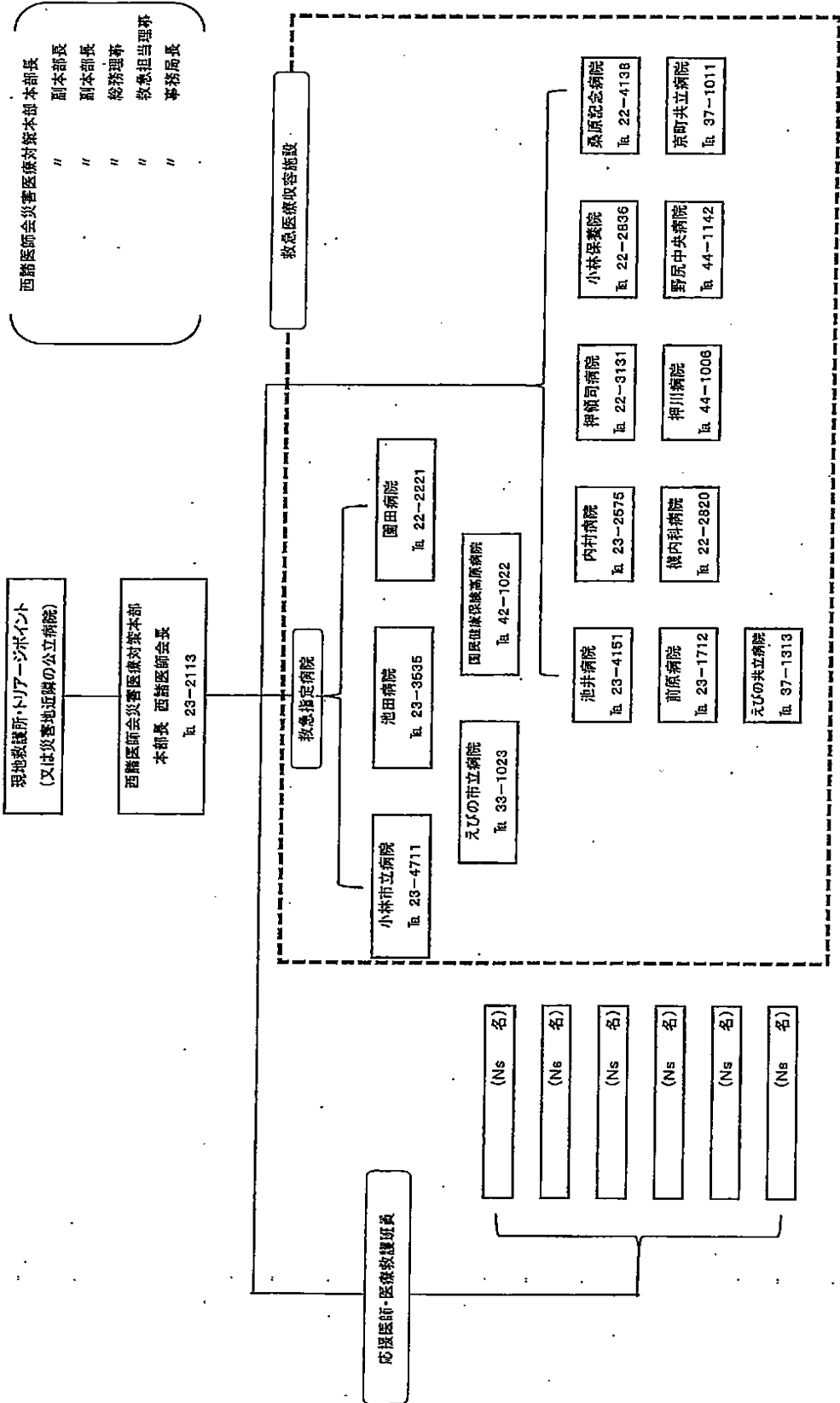
別表3-①



※応援医師...災害発生時の状況(規模・時間帯)に応じ、対策本部が応援可能な会員に要請。



# 西諸医師会災害医療対策連絡体制



④ 消防相互応援協定



えびの市と吉松町消防相互応援協定書

第1条 この協定書は消防組織法（昭和22年法律第226号）

第21条の規定に基づきえびの市と吉松町との消防相互応援に  
関し定めるものとする。

第2条 この協定は火災又はその他の災害時に際してえびの市  
と吉松町相互間の消防力を活用して災害地における人的及び  
物的被害を最小限度に防圧し治安維持の完璧を期することを  
目的とする。

第3条 この協定により出場する消防部隊はえびの市にあつて  
はえびの市消防団、吉松町にあつては吉松町消防団とする。

第4条 相互応援を分けて次の2種とする。

普通応援

普通応援とは隣接する区域内に発生した火災を認知又は受  
報した場合別命なく出場応援するものとする。

特別応援

特別応援とはえびの市、吉松町の区域内に大火災又はその  
他の火災が発生し、消防力の応援を特に必要とする場合又は  
普通応援の部隊で不足する場合にえびの市長あるいは吉松町長  
の要請により出場応援するものとする。

第5条 応援部隊の編成は次のとおりとする。

普通応援 1隊又は2隊

特別応援 応援要請又は状況によつて決定する。

第6条 応援部隊はすべて現場にある被応援地最高指揮者の指揮にはいるものとする。

第7条 応援部隊の長は現場到着及び引あげ時並びに消火行動の状況を前条の最高指揮者に報告しなければならない。

第8条 応援の際に使用したガソリンその他の諸経費及び事故（隊員、機械その他）を生じた場合の経費はそれぞれ応援した市町の負担とする。

第9条 この協定に規定した事項以外のもので必要があるときはその都度協議の上決定する。

附 則

- 1 この協定書は昭和46年〇月〇日より実施する。
- 2 この協定書は各協定当事者において各一通を保有する。

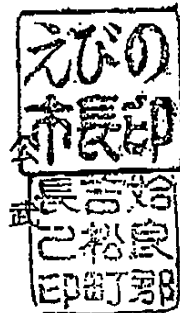
昭和46年〇月〇日

えびの市長

永 崎

吉 松町長

東 盛



⑤ 環霧島会議防災相互応援協定

環霧島会議防災相互応援協定

- ・ 都 城 市
- ・ 高 原 町
- ・ 小 林 市
- ・ えびの市
- ・ 湧 水 町
- ・ 霧 島 市
- ・ 曾 於 市

## 環霧島会議防災相互応援協定書

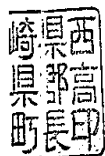


この協定は、環霧島会議を構成する市町（以下「構成市町」という。）において大規模な災害が発生し、被災した構成市町の単独では、十分な応急対策及び復旧等が実施できないときに、円滑に構成市町間の応援を行うために、必要な事項について定めるものとする。

（災害応援市町）

第1条 災害応援市町は、構成市町とする。

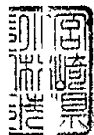
（連絡窓口）



第2条 構成市町は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部局を定め（別表）、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときには、速やかに必要な情報を相互に伝達するものとする。

2 構成市町の消防本部においては、構成市町に係る広域行政事務組合消防本部を加えた連絡調整会議を設置することができる。

（応援項目）



第3条 応援項目は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 災害救援、復旧等に必要な職員の派遣
- (2) 災害救援、復旧等に必要な車両及び資機材の提供
- (3) 食料品、飲料水及び生活必需品の提供
- (4) 避難施設及び収容施設並びに住宅の提供
- (5) 被災者の救出、医療及び防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (6) 遺体の火葬のための施設の提供
- (7) ごみ及びし尿の処理のための設備及び施設の提供
- (8) ボランティア団体の受付及び活動調整
- (9) 前各号に掲げるもののほか応援のために必要な事項

（応援要請）



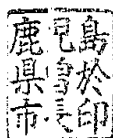
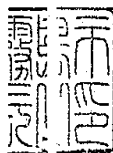
第4条 応援を要請しようとする被災市町は、次に掲げる事項を明らかにして電話等により応援の要請を行い、その後において速やかに当該事項を記載した文書を提出するものとする。

- (1) 被害及び被害が予想される状況
- (2) 前条に掲げる応援項目の種類及び内容
- (3) 応援を希望する期間
- (4) 前3号に掲げるもののほか必要な事項

（応援の実施）



第5条 応援を要請された市町は、あらゆる手段を講じ、被災市町の応援に努



めるものとする。

2 被災市町以外の構成市町の長は、被害の実態に照らし、特に緊急を要し、被災市町が前条に定める応援要請ができないと判断したときは、それぞれの県の担当課と協議の上、被災市町からの応援要請を待たないで、必要な応援を行うことができるものとする。

(派遣職員の指揮)

第6条 応援を行うために派遣された市町の職員(以下「派遣職員」という。)は、被災市町の長の指揮の下に行動するものとする。

(経費負担)

第7条 応援に要した経費は、応援を受けた被災市町の負担とする。ただし、特段の事情がある場合は、当事者間の協議によるものとする。

(災害補償等)

第8条 派遣職員に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)に定めるところによる。

2 派遣職員が業務上第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援を受けた被災市町が、当該被災市町への往復経路の途中に生じたものについては応援を行う市町がその賠償の責めを負う。

(平常時の任務)

第9条 この協定に基づく応援が円滑に行われるように、構成市町は、自らの応援能力等を正確に把握するものとする。

2 前項の規定による応援能力等を相互に把握するため、年1回以上、構成市町による連絡会を開催して、応援に必要な情報の交換をするものとする。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、構成市町が別に消防組織法(昭和22年法律第226号)の規定に基づき締結した消防相互応援等その他の協定を排除するものではない。

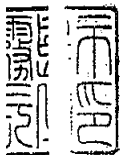
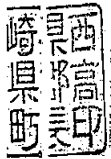
(補則)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、環霧島会議で協議の上定めるものとする。

(効力の発生の時期)

第12条 この協定は、平成21年5月19日から効力を生じる。

この協定の成立を証するため、本書7通を作成し、記名押印の上、各自1通を保有するものとする。



別表（第2条関係）

環霧島会議防災相互応援協定連絡窓口



市町名	所 属	住 所 電 話                  ファックス
都城市	危機管理課	都城市姫城町6街区21号 TEL 0986-23-2129 FAX 0986-26-0759
高原町	総務課	高原町大字西麓899番地 TEL 0984-42-2111 FAX 0984-42-4623
小林市	総務課	小林市大字細野300番地 TEL 0984-23-0220 FAX 0984-22-4177
えびの市	総務課	えびの市大字栗下1292番地 TEL 0984-35-1111 FAX 0984-35-0401
湧水町	総務課	湧水町木場222番地 TEL 0995-74-3111 FAX 0995-74-4249
霧島市	安心安全課	霧島市国分中央3丁目45番1号 TEL 0995-64-0997 FAX 0995-64-0957
曾於市	総務課	曾於市末吉町二之方1980番地 TEL 0986-76-8801 FAX 0986-76-1122

平成 21 年 5 月 19 日

環 霧 島 会 議

宮崎県都城市姫城町 6 街区 21 号

都 城 市

代表者 市 長 長 峯

誠



宮崎県西諸県郡高原町大字西麓 899 番地

高 原 町

代表者 町 長 日 高 光 浩



宮崎県小林市大字細野 300 番地

小 林 市

代表者 市 長 堀 泰一郎



宮崎県えびの市大字栗下 1292 番地

え び の 市

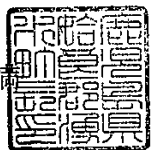
代表者 市 長 官 崎 道 公



鹿児島県始良郡湧水町木場 222 番地

湧 水 町

代表者 町 長 米 満 重 清



鹿児島県霧島市国分中央 3 丁目 45 番 1 号

霧 島 市

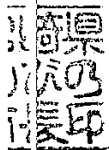
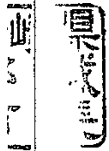
代表者 市 長 前 田 終 止



鹿児島県曾於市末吉町二之方 1980 番地

曾 於 市

代表者 市 長 池 田 孝





⑥ 災害時等の相互応援に関する協定

## 災害時等の相互応援に関する協定書

熊本県 人吉市  
宮崎県 えびの市  
鹿児島県 伊佐市  
鹿児島県 湧水町

## 災害時等の相互応援に関する協定書

熊本県人吉市と宮崎県えびの市、鹿児島県伊佐市及び鹿児島県湧水町（以下「協定市町」という。）は、災害時等における相互応援について、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第67条の規定に基づき、協定市町の地域において、法第2条第1号の災害又は協定市町が援助を必要とする災害が発生したとき、応急措置等のための応援を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- （1）食糧、飲料水及び生活必需品並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- （2）被災者の救出、医療、防疫及び施設等の応急復旧等に必要な資機材並びに物資の提供
- （3）救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- （4）ごみ及びし尿の処理のための車両の斡旋
- （5）被災者を一時収容するための施設の提供
- （6）被災児童、生徒等を一時受け入れるための施設の提供又は斡旋
- （7）救援、救助及び応急復旧等に必要な職員の派遣
- （8）ボランティアの斡旋
- （9）被災者に対する住宅の提供及び斡旋
- （10）前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続）

第3条 応援を要請するときは、次に掲げる事項を明らかにして、電話、電信等により要請を行い、後日、速やかに文書（様式1）を提出するものとする。

- （1）被害の状況
- （2）前条第1号から第4号までに掲げる品目の名称、規模及び数量等
- （3）前条第5号に掲げる一時収容を要する被災者の状況及び人員
- （4）前条第6号に掲げる一時受入に要する被災児童、生徒等の学年及び人員
- （5）前条第7号に掲げる職員の職種別人員
- （6）前条第8号に掲げるボランティアの従事する内容及び人員
- （7）応援を受ける場所及びその経路並びに期間
- （8）前各号に掲げるもののほか、応援を必要とする事項

(応援の実施)

第4条 協定市町は、応援を要請されたときは、可能な限りこれに応ずるよう、救援に努めるものとする。

2 協定市町が応援を行おうとするときは、応援を受けようとする市町（以下「被災市町」という。）から応援の要請がない場合にあっても、被災市町と連絡が取れず、かつ、応援の必要があると認めたときは、関係職員で構成する情報収集班を派遣し、被災市町の情報収集を行うとともに、当該情報に基づき必要な応援を行うものとする。

(応援に要した費用の負担)

第5条 応援に要した費用の負担は、原則として応援を要請した被災市町の負担とする。

2 前項の規定により難しい場合には、別途協議する。

(災害補償等)

第6条 第2条第7号の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによる。

2 派遣職員が公務執行中第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災市町が、被災市町への往復経路の途中に生じたものについては応援を要請された協定市町が、それぞれの賠償の責めを負うものとする。

(情報等の交換)

第7条 協定市町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、災害防止の方策について必要な資料・情報等を常時交換するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度協定市町が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書4通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成24年3月30日

熊本県人吉市麓町16番地

熊本県人吉市

人吉市長

田中信彦



宮崎県えびの市大字栗下1292番地

宮崎県えびの市

えびの市長

村岡隆明



鹿児島県伊佐市大口里1888番地

鹿児島県伊佐市

伊佐市長

隈元新

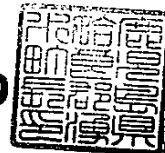


鹿児島県始良郡湧水町木場222番地

鹿児島県湧水町

湧水町長

米内重治



## ⑦ えびの市における大規模な災害時の応援に関する協定

### えびの市における大規模な災害時の応援に関する協定書

国土交通省九州地方整備局長（以下「局長」という。）とえびの市長（以下「市長」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第77条に関して、国土交通省所管施設（直轄施設を除く。以下「所管施設」という。）に大規模な災害（暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火等による社会的な影響が大きい重大な自然災害をいう。以下同じ。）が発生し、又は発生するおそれがある場合の応援に関する内容等を定め、もって被害の拡大を防ぎ、及び二次災害を防止することを目的として、次の条項により協定を締結する。

#### （応援内容）

第1条 応援内容は、次の事項の実施に係る資機材及び職員の応援に関するものとする。

- （1）所管施設の被害状況の把握
- （2）情報連絡網の構築
- （3）現地情報連絡員（リエゾン）の派遣
- （4）災害応急措置
- （5）その他必要と認められる事項

#### （被災状況の連絡及び現地情報連絡員の派遣）

第2条 えびの市内の所管施設に大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、九州地方整備局とえびの市は相互に連絡するものとする。なお、市長の応援要請があった場合又は局長が必要と判断した場合は、局長は、現地情報連絡員をえびの市に派遣し情報交換を行うものとする。この場合において、市長は、現地情報連絡員の活動場所を災害対策本部等に確保するものとする。

#### （応援の実施）

第3条 局長は、市長からの応援要請に対して、必要性について判断の上、応援を行うものとする。

#### （応援要請の手続）

第4条 市長は、えびの市内の所管施設に大規模な災害が発生、又は発生のおそれがある場合において、九州地方整備局の応援を必要とするときは、九州地方整備局川内川河川事務所長に電話等により応援要請を伝え、応援内容を相互に確認した上で、別紙－1の文書にて応援要請を提出するものとする。

2 局長（局長からの指示を受けた九州地方整備局の職員を含む。）は、前項の応援要請を受け、応援を行うときは、市長（市長からの指示を受けたえびの市の職員を含む。）に電話等により応援する旨を伝え、速やかに別紙－2の文書により応援内容を通知する。

#### （応援要請の手続ができない場合の応援）

第5条 えびの市内の所管施設に大規模な災害が発生し、被災による相互の連絡不能などにより応援要請の手続が速やかにできない場合において、特に緊急を要する場合、かつ、応援要請に時間を要するときは、局長が独自の判断により応援できるものとする。この場合において、局長は、あらかじめ別紙－3の文書により応援内容を市長に通知するものとする。ただし、連絡網が寸断されている等のため、連絡を取ることが困難である場合は、事前に連絡することを要しない。

(経費の負担)

第6条 第1条に規定する応援を行った場合の経費の負担については次のとおりとする。

- (1) 災害初動時に第1条(1)、(2)及び(3)の応援を行う場合  
九州地方整備局の負担とする。なお、災害初動時とは、原則として九州地方整備局が災害等支援本部を設置している期間とする。
- (2) 第1条(4)及び(5)の応援を行う場合  
原則としてえびの市の負担とするが、第1条(4)の応援を行う場合で、次の①～④の全てに該当するときは、原則として九州地方整備局の負担とする。
  - ① 大規模な災害と認められる場合
  - ② 国土交通本省が非常災害対策本部若しくは緊急災害対策本部を設置し、又は非常体制を発令している場合
  - ③ 被害拡大又は二次災害の防止のための必要最低限の緊急対応である場合(施設復旧を含まない。)
  - ④ 広域災害等であって、本来緊急対応を実施すべき者が明確でない場合、又は関係者間で連絡不能や連絡に時間を要する場合で、応急措置又は災害復旧事業の主体、分担等が決定されるまでの間である場合

(平常時の連絡)

第7条 九州地方整備局企画部防災課とえびの市総務課は、平常時から防災に関する情報や資料の交換を行い、応援の円滑な実施を図るものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた事項については、局長と市長とが協議して定めるものとする。

2 この協定に関する実務責任者は、九州地方整備局においては企画部防災課長、えびの市においては総務課長とする。

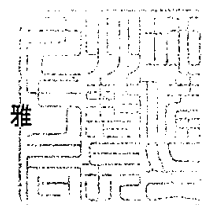
(運用)

第9条 この協定書は、平成23年8月18日から適用する。

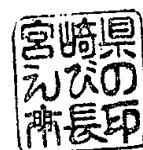
平成23年8月18日



福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番7号  
国土交通省九州地方整備局長  
中 嶋 章 雅



宮崎県えびの市大字栗下1292番地  
え び の 市 長  
村 岡 隆



別紙-1

文 書 番 号  
平成 年 月 日

国土交通省九州地方整備局長 殿

え び の 市 長

大規模な災害時の応援について（要請）

「えびの市における大規模な災害時の応援に関する協定書」第4条に基づき、下記のとおり応援を要請します。

- 1 期間
- 2 場所
- 3 要請内容
- 4 その他



別紙-2

文 書 番 号  
平成 年 月 日

えびの市長殿

国土交通省九州地方整備局長

大規模な災害時の応援について（通知）

○年○月○日付け○○第○号で要請のあった標記については、「えびの市における大規模な災害時の応援に関する協定書」第4条に基づき、下記のとおり応援する旨通知します。

- 1 期間
- 2 場所
- 3 応援内容
- 4 その他





別紙-3

文 書 番 号  
平成 年 月 日

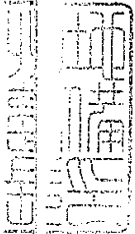
えびの市長殿

国土交通省九州地方整備局長

大規模な災害時の応援について（通知）

「えびの市における大規模な災害時の応援に関する協定書」第5条に基づき、下記のとおり応援する旨通知します。

- 1 期間
- 2 場所
- 3 応援内容
- 4 その他



## ⑧ 全国青年市長会災害相互応援に関する要綱ならびに全国青年市長会災害相互応援に関する実施要領

(趣 旨)

第1条 この要綱は、市長が全国青年市長会の会員である市（当該会員である市長が50歳を超えて引き続き再選され、その在任期間中である市を含む。以下「会員市」という。）において、大規模な災害が発生し、被災した会員市（以下「被災会員市」という。）のみでは十分な救護等の応急措置が実施できない場合における会員市の相互応援について必要な事項を定めるものとする。

(災害応援市)

第2条 災害応援市は、この要綱の趣旨に賛同した会員市とする。

(連絡担当部局)

第3条 会員市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定めるものとする。

(連 絡)

第4条 被災会員市は、災害が発生したときは、速やかに会長市又は副会長市に連絡するものとする。

2 会長市又は副会長市は、前項の連絡を受けたときは、速やかに会員市へ周知をするものとする。

(応援の種類)

第5条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 救護及び救助活動に必要な車両等の提供
- (3) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (4) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (5) 被災児童、生徒等の一時受入れ
- (6) 救援及び応急復旧等に必要な職員の派遣
- (7) ボランティアのあっせん
- (8) 前各号に定めるもののほか、被災会員市が特に必要と認めるもの

(応援要請の手続)

第6条 応援を受けようとする被災会員市は、次に掲げる事項を明らかにして、電話等による要請を行い、後日速やかに当該事項を記載した文書（別記様式）を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第4号までの応援に要する品名、規格、数量等
- (3) 前条第5号に掲げる被災児童、生徒の学年、人数等
- (4) 前条第6号に掲げる職員の事務職、医療職、技術職、技能職の職種別及び人員
- (5) 応援を受ける場所及びその経路
- (6) 応援を受ける期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか、応援要請に必要な事項

(応援体制)

第7条 会長市又は副会長市は、被災会員市から応援の要請を受けたときは、役員市と協力し、要請の内容に応じ、次の各号に掲げる災害の応援体制を当該各号に定める会員市をもって組織するものとする。

- (1) 第1次体制 同一都道府県内の会員市
- (2) 第2次体制 別に定めるブロック別都道府県内の会員市
- (3) 第3次体制 全会員市

(実施)

第8条 会長市又は副会長市から応援を要請された会員市は、極力これに応じ、救護に努めるものとする。

- 2 応援要請を受けなかった会員市は、被災会員市と連絡をとり、適宜必要な応援をすることができるものとする。

(緊急応援活動の実施)

第9条 会員市は、他の会員市において災害が発生した場合で、緊急の応援活動が必要であると判断したときは、第7条の規定にかかわらず、緊急応援活動を実施できるものとする。

(経費の負担)

第10条 職員の派遣に要する経費及び応援物資の調達その他の応援に要する経費は、原則として被災会員市が負担するものとする。

(災害補償等)

第11条 第5条第6条の規定により派遣された職員(次項において「派遣職員」という。)に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)に定めるところによる。

- 2 派遣職員が業務上第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に

生じたものについては被災会員市が、被災会員市への往復経路の途中に生じたものについては応援を行う会員市が賠償の責めに負う。

(資料等情報の交換)

第12条 会員市は、この要綱に基づく応援が円滑に行われるよう、必要に応じ、情報交換を行うものとする。

(補 則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、災害相互応援の実施に関し必要な事項は別に定める。

- 2 第1条の規定にかかわらず、本会会長が必要と認めたときは、会員以外の被災地方公共団体及び被災外国（外国の地方公共団体を含む。）に対して義援金品を贈呈できるものとする。

附 則

この要綱は、平成17年6月7日から施行する。

## ■全国青年市長会災害相互応援に関する実施要領

(趣 旨)

第1条 この実施要領は、全国青年市長会災害相互応援に関する要綱（以下「要綱」という。）の規定に基づき、災害相互応援の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(連絡担当部局)

第2条 要綱第3条に規定する連絡担当部局は、別表第1のとおりとする。

(ブロック別都道府県)

第3条 要綱第7条第2号に規定するブロック別都道府県は、別表第2のとおりとする。

(応 援)

第4条 派遣職員は、応援を行う会員市（以下「応援会員市」という。）の名を表示する腕章等の標識をつけ、その身分を明らかにするものとする。

- 2 派遣職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食料等を携行するものとする。
- 3 被災会員市は、被害の状況に応じ、派遣職員に対する宿舍のあつせん、その他の便宜を供与するものとする。
- 4 応援を要請する被災会員市が要綱第5条に規定する経費を至弁するいとまがなく、当該被災会員市から要請があった場合は、応援会員市が当該経費を一時繰替至弁す

ることができるものとする。

(経費の額の算出)

第5条 要綱第10条に規定する費用は、次の各号に定めるところにより算出した額とする。

- 1 職員の派遣に要する旅費及び諸手当等の額は、応援会員市の条例に定める額の範囲内とする。
- 2 備蓄物資及び調達物資の額は、当該物資の購入費及び輸送費に係る額とする。
- 3 車両及び機械器具等の額は、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費に係る額とする。

(経費の請求方法)

第6条 応援会員市が前条に定める経費を請求する場合は、応援会員市の市長名による請求書に関係書類を添付して、連絡担当部局を経由して被災会員市に請求する。

- 2 前条及び前項の規定により難しいときは、経費の額及び請求方法について被災会員市及び応援会員市が協議して定める。

附 則

この実施要領は、平成7年10月27日から施行する。

## ■ 応援要請の様式

様式（第6条関係）

全国青年市長会会長様

第 年 月 日  
号  
市  
市長

### 災害発生による応援要請について

全国青年市長会災害相互応援に関する要綱第6条の規定に基づき、次のとおり応援を要請します。

項 目	内 容
1 被害状況	
2 応援種類及び内容	
3 応援を要する職種別人員	
4 応援場所及び到達経路	
5 応援を受ける期間	
6 その他応援に必要な事項	

別表第2（第3条関係）

## ブロック別都道府県

（順不同）

ブロック別	都道府県名
北海道・東北ブロック	北海道・青森県・岩手県・宮城県・秋田県・ 山形県・福島県
関東ブロック	茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・ 東京都・神奈川県・山梨県
北信越ブロック	新潟県・富山県・石川県・福井県・長野県
東海ブロック	静岡県・愛知県・三重県・岐阜県
近畿ブロック	大阪府・京都府・滋賀県・兵庫県・奈良県・ 和歌山県
中国ブロック	鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県
四国ブロック	徳島県・香川県・愛媛県・高知県
九州ブロック	福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・ 宮崎県・鹿児島県・沖縄県

■全国青年市長会災害相互応援名簿（平成25年4月現在）

都道府県名	会員市名	加入年月日	連絡担当部局	電話番号	F A X 番号
岩手県	陸前高田市	H23. 6. 1	企画部 企画政策課	0192-54-2111 (内 171)	0192-54-3888
秋田県	仙北市	H22. 3. 17	市民生活部 環境防災課	直通 0187-43-3308	0187-54-1775
茨城県	水戸市	H24. 6. 28	市民環境部 地域安全課	029-232-9152	029-233-0523
栃木県	足利市	H21. 7. 1	総務部 危機管理課	直通 0284-20-2247	0284-21-1384
埼玉県	本庄市	H18. 3. 1	総務部 自治防災課	直通 0495-25-1184	0495-22-0602
埼玉県	ふじみ野市	H22. 1. 15	総務部 危機管理防災課	直通 049-262-9017	049-266-1227
千葉県	鎌ヶ谷市	H14. 8. 26	市民生活部 安全対策課	直通 047-498-5240	047-498-5241
東京都	文京区	H19. 8. 31	総務部 総務課	直通 03-5803-1139	03-5803-1334
東京都	稲城市	H23. 5. 30	消防本部 防災課	042-377-7119 (内 33)	0422-51-9184
神奈川県	鎌倉市	H23. 6. 6	防災安全部 総合防災課	0467-23-3000 (内 2614)	0467-23-3373
神奈川県	茅ヶ崎市	H19. 11. 19	市民安全部 防災対策課	代表 0467-82-1111	0467-82-1540
新潟県	三条市	H22. 12. 20	総務部 行政課 防災対策室	直通 0256-34-5511	0256-34-5691
石川県	金沢市	H23. 2. 15	危機管理課	直通 076-220-2060	076-233-9999
岐阜県	関市	H23. 12. 2	市長公室 危機管理課	直通 0575-23-7736	0575-23-7748
愛知県	小牧市	H23. 6. 14	市長公室 危機管理課	直通 0568-76-1171	0568-75-5714 (総務課内)
愛知県	尾張旭市	H24. 5. 28	市民生活部 安全安心課	直通 0561-76-8127	0561-52-0831
愛知県	あま市	H22. 5. 19	総務部 安全安心課	直通 052-444-0862	052-441-8330
愛知県	知立市	H23. 8. 25	総務部 安心安全課	直通 0566-83-1111	0566-83-1141
三重県	松阪市	H23. 7. 5	市政戦略部 戦略経営課	直通 0598-53-4301	0598-26-4030
三重県	伊勢市	H22. 1. 28		直通 0596-21-5523	0596-21-5522



三重県	亀山市	H21. 5. 1	企画部 広報秘書室	直通 0595-84-5022	0595-82-9685
京都府	京丹後市	H16. 6. 23	企画総務部 総務課	代表 0772-69-0001	0772-69-0901
大阪府	高槻市	H23. 5. 27	総務部 危機管理課	直通 072-674-7314	072-675-8184
大阪府	泉佐野市	H24. 5. 14	市長公室 市民協働課	072-463-1212 (内 2272)	072-464-6253
奈良県	五條市	H23. 5. 24	総務部 危機管理課	代表 0747-22-4001	0747-55-0211
奈良県	葛城市	H20. 12. 10	総務部 生活安全課	代表 0745-69-3001	0745-69-6456
和歌山県	有田市	H21. 5. 11	市長公室 経営企画課	代表 0737-83-1111	0737-82-1725
島根県	益田市	H20. 8. 29	総務部 危機管理対策課	直通 0856-31-0601	0856-23-5001
岡山県	玉野市	H17. 12. 1	総務部 危機管理課	直通 0863-32-5560	0863-21-3464
山口県	柳井市	H21. 5. 15	総務部 危機管理室	0820-22-2111 (内 431)	0820-23-4595
愛媛県	八幡浜市	H24. 6. 19	総務企画部 政策推進課	0894-22-3111	0894-24-0610
愛媛県	新居浜市	H13. 3. 26	市民部 防災安全課	直通 0897-65-1282	0897-33-5180
愛媛県	四国中央市	H23. 7. 12	消防本部 安全・危機管理課	直通 0896-23-8090	0896-23-6614
福岡県	古賀市	H24. 6. 19	総務部 経営企画課	092-942-1143	092-942-3758
佐賀県	多久市	H9. 10. 13	総務課	直通 0952-75-2112	0952-75-2110
熊本県	宇土市	H22. 6. 14	総務企画部 総務課	代表 0964-22-1111	0964-22-0110
熊本県	上天草市	H19. 12. 20	総務企画部 総務課	代表 0964-56-1111	0964-56-4972
宮崎県	都城市	H18. 2. 28	総務部 危機管理課	直通 0986-23-2129	0986-26-0759
宮崎県	えびの市	H21. 12. 7	企画課 秘書係	直通 0984-35-1111	0984-35-0401
鹿児島県	阿久根市	H23. 4. 13	総務課	0996-73-1211 (内 1212)	0996-72-2029
鹿児島県	垂水市	H23. 7. 6	総務課	代表 0994-32-1111	0994-32-6625
沖縄県	石垣市	H22. 4. 7	総務部 総務課	代表 0980-82-1216	0980-83-1427

※災害応援市：会員資格年齢満了で退会。ただし、市長在任中は支援継続可能（千葉県東金市、東京市武蔵野市、福井県敦賀市、愛知県知多市、香川県観音寺市、香川県高松市）

民間企業① 災害時におけるLPガス供給活動等に関する協定

## 災害時におけるLPガス供給活動等に関する協定書



宮 崎 県 え び の 市  
(社) 宮崎県エルピーガス協会えびの支部

## 災害時におけるLPガス供給活動等に関する協定書

えびの市（以下「甲」という。）と社団法人宮崎県エルピーガスえびの支部（以下「乙」という。）とは、地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合におけるLPガス供給活動等（以下「協力」という。）について、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第6条に規定する指定地方公共機関の責務として行う乙の甲に対する協力について、円滑な実施を図るために必要な事項を定めるものとする。

### （対象となる災害）

第2条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合には、乙に協力を要請することができるものとする。

- （1） 法第23条第1項の規定又はえびの市地域防災計画に基づき、えびの市災害対策本部が設置された場合
- （2） 前号と同程度の災害で甲が乙の協力が必要であると認めた場合

### （協力の内容）

第3条 この協定により、甲が乙に要請する協力の内容は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 災害時に、甲が指定した避難所（えびの市地域防災計画に基づき甲が開設したものをいう。）その他甲が必要とする場所において、乙の会員が保有する資材及び器具並びに避難者のための炊き出しや暖房を確保するために必要なLPガス（以下「LPガス等」という。）を供給すること。
- （2） 災害時に、乙及び乙の会員の業務に関連する範囲内で必要な被災調査を実施し、被害の状況等を甲に報告すること。

### （協力の要請）

第4条 甲は、協力の要請をするときは、LPガス等供給要請書（様式第1号）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話等の通信手段又は口頭により行い、その後速やかに文書を提出するものとする。

### （協力の実施）

第5条 乙は、前条の要請を受けたときは、特別な理由がない限り、他の業務に優先して協力を実施するものとする。

- 2 乙は、甲からの要請があったときは、直ちに協力を実施する者を乙の会員の中から選定し、甲に連絡するものとする。
- 3 前項により選定された者は、必要なLPガス等を準備し、速やかに協力体制をとるものとする。
- 4 乙及び乙の会員は、甲からの要請に迅速かつ的確に対応するため、あらかじめ協力体制及びLPガス等の整備に努めるものとする。

(LPガス等の受け渡し)

- 第6条 乙は、第3条第1号の規定に基づいてLPガス等を供給するときは、あらかじめ燃焼器具等の点検を行い、安全を確保した上で行うものとし、必要に応じて設置調整等を行うものとする。
- 2 乙は、LPガス等を甲の指定する場所に搬送したときは、甲に納品書を交付するものとする。
  - 3 甲は、前項の納品書と搬送されたLPガス等とを照合確認の上、引き取るものとする。

(協力の実施報告)

- 第7条 乙は、協力を実施したときは速やかにその旨を甲に報告し、当該業務の完了後速やかに甲に対してLPガス等供給実績報告書(様式第2号)を提出するものとする。

(費用の負担)

- 第8条 第3条に規定する協力の実施に要した費用については、甲が負担するものとする。ただし、同条第2号に掲げる業務に要した費用については、甲は、負担しないものとする。
- 2 前項の費用は、LPガス及び消耗資器材の対価とし、価格及び支払方法については、甲、乙協議の上、決定するものとする。

(連絡責任者)

- 第9条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては総務課、乙においては、社団法人宮崎県エルピーガス協会えびの支部事務局とする。
- 2 甲は、第4条の規定による要請を行うに当たり、乙との連絡が図れない場合は、乙の会員に直接協力の要請を行うことができるものとする。この場合において、甲は、乙への連絡が回復し次第、速やかに乙にその旨を報告するものとする。

(具体的な活動内容に関する協議)

- 第10条 この協定に基づく協力の実施に関する具体的な活動内容については、甲、乙

協議の上、別に定めることができるものとする。

(協定の期間)

第11条 この協定の有効期間は、締結の日から平成23年3月31日までとする。ただし、期間満了の日から起算して30日前までに、甲又は乙から相手方に対して文書による協定終了の意思表示がない場合においては、更に1年間継続するものとし、以後この例による。

(疑義)

第12条 この協定の各条項の解釈に疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲、乙協議の上、定めるものとする。

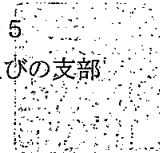
この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成22年11月10日

宮崎県えびの市大字栗下1292番地  
甲 えびの市  
代表者 市長 村岡 隆 明



宮崎県えびの市大字小田1283-5  
乙 社団法人宮崎県エルピーガス協会えびの支部  
代表者 支部長 原 口 陽 一



様式第1号（第4条関係）

## LPガス等供給要請書

年 月 日

（社）宮崎県エルピーガス協会えびの支部  
支部長 様

えびの市長 ㊟

災害時におけるLPガス供給活動等に関する協定書（平成22年 月 日締結）第4条の規定に基づき、次のとおり要請します。

資器材名	規格	数量	単位	搬入場所	搬入日時

特記事項

様式第2号（第7条関係）

## LPガス等供給実績報告書

年 月 日

えびの市長

あて

(社) 宮崎県エルピーガス協会えびの支部  
支部長 ㊟

災害時におけるLPガス供給活動等に関する協定書（平成22年 月 日締結）第7条の規定に基づき、次のとおり実績報告します。

資 器 材 名	規 格	数 量	単 位	搬入場所	搬入日時

特記事項

民間企業② 災害時の電気設備応急対策に関する協定

## 災害時の電気設備応急対策に関する協定書



平成24年4月



宮崎県えびの市

一般社団法人宮崎県電業協会宮崎県西部電業協会



## 災害時の電気施設対応策に関する協定書

えびの市（以下「甲」という。）と宮崎県電業協会宮崎西部電業協会（以下「乙」という。）とは、災害応急対策に必要な電気設備の復旧に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、えびの市内において風水害や地震等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が行なう災害応急対策業務について、乙との協力要請について、適切かつ円滑な運営を期するため、必要な事項を定めることを目的とする。

### （協力の要請）

第2条 甲は、電気設備等の復旧を必要とする事態が発生した場合、乙に対し、電気設備等の復旧の協力要請を行なうことができる。

2 前項の要請は、災害応急対策に必要な電気設備等の復旧要請書（別記様式第1号）に必要な事項を記載のうえ、行うものとする。ただし、文書により要請することができない特別な理由があるときは、口頭その他の方法で要請することができるものとする。

3 甲は、前項ただし書の規定により要請したときは、遅滞なく災害応急対策に必要な電気設備等復旧の要請書（別記様式第1号）に必要な事項を記載のうえ、乙に提出するものとする。

### （協力の実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から復旧の要請を受けた場合は、やむを得ない理由のない限り、乙の会員をして通常業務に優先して指定された場所に出動させ、電気設備等の復旧を実施させるものとする。出動先の電気設備等の復旧作業については、要請機関の指示に従うものとする。

### （実績報告）

第4条 乙は、電気設備等の復旧を実施した場合は、随時その活動内容等の経過について報告するとともに、その業務を完了したときは、速やかに甲に対して実績報告書（別記様式第2号）により報告するものとする。

### （経費の負担）

第5条 この協定に基づく応急措置のために要した経費は、あらかじめ甲乙協議のうえ、定める額を甲が負担する。ただし、あらかじめ定めのない復旧の経費については、事後、甲乙協議のうえ決定した額を甲が負担する。

### （災害補償）

第6条 甲は、第3条の規定による業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合の災害補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がある場合を除き、えびの市市民総合災害補償規則（平成10年えびの市規則第23号）の定めるところによる。

### （第三者に対する損害賠償）

第7条 復旧中に、第三者に対して及ぼした損害については、その賠償方法及び賠償額は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

### （費用等の請求）

第8条 乙は、第5条の経費、第6条の災害補償及び前条に規定する第三者に対する損害賠償を請求するときは、甲の定めるところにより行うものとする。

(協定の効力)

第9条 この協定の有効期間は、締結の日から平成25年3月31日までとする。

ただし、期間満了の30日前までに、甲又は乙から相手方に対して文書による協定終了の意思表示がない場合は、更に1年間継続するものとし、以降この例による。

(協議)

第10条 この協定に関する疑義を生じたとき、又はこの協定に定めない事項については、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

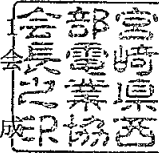
この協議の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙署名押印して、各自1通を保有するものとする。

平成24年 4月 1日

甲 えびの市大字栗下1292番地  
えびの市長 村岡 隆 明



乙 えびの市大字向江812番地  
一般社団法人 宮崎県電業協会  
宮崎県西部電業協会  
会 長 赤 川 良 成



別記 様式1号

え総発第 号

平成 年 月 日

一般社団法人宮崎県電業協会宮崎県西部電業協会

会 長 殿

えびの市長

### 災害応急対策に必要な電気設備等の復旧要請書

「災害時の電気設備応急対策に関する協定書」に基づき、下記のとおり要請する。

記

- 1 災害の状況及び協力を要請する事由
- 2 必要とする人員
- 3 必要とする資材及び機材の種類並びに数量
- 4 業務内容、場所及び期間（日時）

業務内容

場所

期間（日時）

- 5 その他

	要求機関名	氏 名	連 絡 先
要 請 者			
現地責任者			
現地指揮者			

別記 様式2号

平成 年 月 日

(あて先) えびの市長

一般社団法人宮崎県電業協会  
宮崎県西部電業協会  
会 長

### 災害応急対策に必要な電気設備等復旧実績報告書

「災害時の電気設備応急対策に関する協定書」に基づき、下記のとおり実績報告します。

#### 記

要 請 日 時	月 日 時 分
要 請 受 理 者	月 日 時 分 ~ 月 日 時 分
従 事 日 時	えびの市大字
出 動 場 所	

従事した業務の内容

--

出勤状況 (業務従事者)

氏 名	所属会社名	業 務 従 事 期 間			備考
		出勤日時	撤収日時	従事時間計	
		月 日 時 分	月 日 時 分	時間 分	
		月 日 時 分	月 日 時 分	時間 分	
		月 日 時 分	月 日 時 分	時間 分	
		月 日 時 分	月 日 時 分	時間 分	
		月 日 時 分	月 日 時 分	時間 分	

出勤状況 (資材・車両等)

機材・車両名	所属会社名	業 務 従 事 期 間			台 数	備考
		出勤日時	撤収日時	従事時間計		
		月 日 時 分	月 日 時 分	時間 分		
		月 日 時 分	月 日 時 分	時間 分		

# 災害時の電気設備応急対策に関する協定書



平成26年5月



宮崎県えびの市

小林地区電気工事業協同組合

## 災害時の電気施設対応策に関する協定書

えびの市（以下「甲」という。）と小林地区電気工事業協同組合（以下「乙」という。）とは、災害応急対策に必要な電気設備の復旧に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、えびの市内において風水害や地震等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が行なう災害応急対策業務について、乙との協力要請について、適切かつ円滑な運営を期するため、必要な事項を定めることを目的とする。

### （協力の要請）

- 第2条 甲は、電気設備等の復旧を必要とする事態が発生した場合、乙に対し、電気設備等の復旧の協力要請を行なうことができる。
- 2 前項の要請は、災害応急対策に必要な電気設備等の復旧要請書（別記様式第1号）に必要な事項を記載のうえ、行うものとする。ただし、文書により要請することができない特別な理由があるときは、口頭その他の方法で要請することができるものとする。
- 3 甲は、前項ただし書の規定により要請したときは、遅滞なく災害応急対策に必要な電気設備等復旧の要請書（別記様式第1号）に必要な事項を記載のうえ、乙に提出するものとする。

### （協力の実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から復旧の要請を受けた場合は、やむを得ない理由のない限り、乙の会員をして通常業務に優先して指定された場所に出動させ、電気設備等の復旧を実施させるものとする。出動先の電気設備等の復旧作業については、要請機関の指示に従うものとする。

### （実績報告）

第4条 乙は、電気設備等の復旧を実施した場合は、随時その活動内容等の経過について報告するとともに、その業務を完了したときは、速やかに甲に対して実績報告書（別記様式第2号）により報告するものとする。

### （経費の負担）

第5条 この協定に基づく応急措置のために要した経費は、あらかじめ甲乙協議のうえ、定める額を甲が負担する。ただし、あらかじめ定めのない復旧の経費については、事後、甲乙協議のうえ決定した額を甲が負担する。

### （災害補償）

第6条 甲は、第3条の規定による業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合の災害補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がある場合を除き、えびの市市民総合災害補償規則（平成10年えびの市規則第23号）の定めるところによる。

### （第三者に対する損害賠償）

第7条 復旧中に、第三者に対して及ぼした損害については、その賠償方法及び賠償額は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

### （費用等の請求）

第8条 乙は、第5条の経費、第6条の災害補償及び前条に規定する第三者に対する損害賠償を請求するときは、甲の定めるところにより行うものとする。

(協定の効力)

第9条 この協定の有効期間は、締結の日から平成27年3月31日までとする。  
ただし、期間満了の30日前までに、甲又は乙から相手方に対して文書による協定終了の意思表示がない場合は、更に1年間継続するものとし、以降この例による。

(協議)

第10条 この協定に関する疑義を生じたとき、又はこの協定に定めない事項については、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

この協議の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙署名押印して、各自1通を保有するものとする。

平成26年 5月30日

甲 えびの市大字栗下1292番地  
えびの市長 村岡 隆 明



乙 小林市真方447番地10  
小林市地区電気工業協同組合  
理事長 西 力



別記 様式1号

え総発第 号

平成 年 月 日

小林地区電気工事業協同組合

理事長 殿

えびの市長

### 災害応急対策に必要な電気設備等の復旧要請書

「災害時の電気設備応急対策に関する協定書」に基づき、下記のとおり要請する。

記

- 1 災害の状況及び協力を要請する事由
- 2 必要とする人員
- 3 必要とする資材及び機材の種類並びに数量
- 4 業務内容、場所及び期間（日時）

業務内容

場所

期間（日時）

- 5 その他

	要求機関名	氏 名	連 絡 先
要 請 者			
現地責任者			
現地指揮者			



別記 様式2号

平成 年 月 日

(あて先) えびの市長

小林地区電気工事業協同組合  
理事長

### 災害応急対策に必要な電気設備等復旧実績報告書

「災害時の電気設備応急対策に関する協定書」に基づき、下記のとおり実績報告します。

記

要 請 日 時	月 日 時 分
要 請 受 理 者	月 日 時 分 ~ 月 日 時 分
従 事 日 時	えびの市大字
出 動 場 所	

従事した業務の内容

--

出勤状況 (業務従事者)

氏 名	所属会社名	業 務 従 事 期 間			備考
		出勤日時	撤収日時	従事時間計	
		月 日 時 分	月 日 時 分	時間 分	
		月 日 時 分	月 日 時 分	時間 分	
		月 日 時 分	月 日 時 分	時間 分	
		月 日 時 分	月 日 時 分	時間 分	
		月 日 時 分	月 日 時 分	時間 分	

出勤状況 (資材・車両等)

機材・車両名	所属会社名	業 務 従 事 期 間			台数	備考
		出勤日時	撤収日時	従事時間計		
		月 日 時 分	月 日 時 分	時間 分		
		月 日 時 分	月 日 時 分	時間 分		

民間企業③ 災害時等における水道の応急活動の実施に関する協定

災害時等における  
水道の応急活動の実施に関する協定書



平成24年7月



宮崎県えびの市

えびの市管工事協同組合

## 災害時等における水道の応急活動の実施に関する協定書

えびの市（以下「甲」という。）とえびの市管工事協同組合（以下「乙」という。）とは、災害時等における水道の応急給水、応急復旧（以下「応急活動」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等の水道の断減水等の被害を早期に回復することをめざし、甲の要請により、乙が甲に協力して実施する応急活動に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害等の発生状況により、応急活動に乙の協力が必要であると認めるときは、乙に対し給水班、復旧班の派遣を要請することができる。

要請は、水道の応急活動要請書（別記様式第1号）により行うものとする。

ただし、緊急やむを得ない場合は、口頭により要請を行い、その後速やかに要請書を送付するものとする。

（協力）

第3条 乙は、甲から要請を受けたときは、速やかに給水班、復旧班を編成して応急活動に協力するものとする。

（体制の確立）

第4条 乙は、甲から要請を受けたときに速やかに対処するため、事前に応急活動時の組織、動員体制を確立し、甲に通知するものとする。

（応急活動従事者の報告）

第5条 乙は、甲から協力要請があったときは、直ちに組合員の中から応急活動に従事するものを選定し、甲に報告するものとする。

（指揮）

第6条 応急活動に係る現場指揮及び連絡調整に関しては、甲が行うものとする。

（応急活動の報告）

第7条 乙は、応急活動を実施したときは、当該応急活動完了後速やかに水道の応急活動実施報告書（別記様式第2号）により、その内容を甲に報告するものとする。

（費用負担）

第8条 甲の要請に基づき、乙が応急活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 応急活動用車両等の借上費
- (2) 輸送費
- (3) 応急活動に要した資材費
- (4) その他応急活動に欠かすことのできない経費

(契約及び支払い)

第9条 応急活動に係る請負契約等は、甲と乙との間で締結するものとする。

2 前項の経費は、乙が応急活動に参加した乙の組合員を集約のうえ、一括して請求事務を行うものとする。

(労災補償・損害補償)

第10条 この協定に基づいた応急活動において、乙の組合員及びその従業員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の損害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がある場合を除き、えびの市市民総合災害補償規則（平成10年えびの市規則第23号）の範囲内で、甲が補償を行うものとする。

2 応急活動により、第三者に損害を与えた場合は、甲乙協議のうえ、対処するものとする。

(訓練)

第11条 甲及び乙は、この協定の目的を達成するため、必要に応じ共同訓練を実施するものとし、乙はこれに積極的に参加するものとする。

(協定の効力)

第12条 この協定の有効期間は、締結の日から当該年度の末日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに甲又は乙の一方から文書をもって変更等の意思表示をしない限り、さらに1年間継続するものとし、その後においても同様とする。

(その他)

第13条 この協定に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ、決定するものとする。

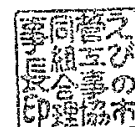
この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成24年 7月25日

甲 えびの市大字栗下1292番地  
えびの市  
えびの市長 村岡 隆明



乙 えびの市大字永山31番地1  
えびの市管工事協同組合  
理事長 築 純 洋



（あて先）えびの市長

えびの市管工事協同組合  
理事長

水道の応急活動実施報告書

「災害時等における水道の応急活動の実施に関する協定書」に基づき、応急活動を実施しましたので下記の通り報告します。

※記

1. 要請受理者及び日時

・受理者

・日時 年 月 日 時 分

2. 応急活動の従事場所及び業務の内容、期間（時間）

・従事場所 えびの市大字

・業務内容

・従事期間 年 月 日 時 分 ～ 年 月 日 時 分

3. 応急活動従事者

氏 名	所属会社名	業 務 従 事 期 間			備 考
		出勤日時	撤収日時	従事時間	
		月 日 時 分	月 日 時 分	時間 分	
		月 日 時 分	月 日 時 分	時間 分	
		月 日 時 分	月 日 時 分	時間 分	
		月 日 時 分	月 日 時 分	時間 分	
		月 日 時 分	月 日 時 分	時間 分	

4. 使用した資材及び機械等

資材・機材等	規 格 等	数量(車両等の場合は使用時間)	所有会社名	備 考

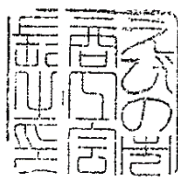
5. その他

民間企業④ 災害時における生活関連物資の調達等に関する協定

災害時における  
生活関連物資の調達等に関する協定書



えびの市



えびの市商工会

## 災害時における生活関連物資の調達等に関する協定

えびの市（以下「甲」という。）及びえびの市商工会（以下「乙」という。）は、災害発生時における生活関連物資の調達等に関する協定を次のとおり締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）発生時において、甲が行う被災者に対する救援活動等を支援するため、乙が生活関連物資を円滑に調達し、市民生活の安定に寄与することを目的とする。

### （生活関連物資の供給要請）

第2条 甲は、災害発生時の被災者に対する救援活動等に関し、生活関連物資の調達及び安定供給の必要があると認めるときは、乙に対して必要な情報を提供するとともに、乙の会員の所有する生活関連物資の供給を要請することができる。

2 前項に定める要請は、別紙「緊急物資調達要請書（以下「要請書」という。）」をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭で要請し、後で要請書を提出するものとする。

### （供給要請に基づく生活関連物資の確保）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、速やかに会員と連携し、必要な生活関連物資の供給に努めるものとする。

2 この場合、乙は会員に対し、必要な情報の提供と必要な指導を行うものとする。

### （生活関連物資）

第4条 甲が乙に要請する災害時の生活関連物資は、被災状況に応じて、別表の品目の中から指定するものとする。

2 前項の規定に関わらず、甲、乙協議の上、別表以外の品目を指定できるものとする。

### （費用）

第5条 前条の規定により、乙の会員が供給した生活関連物資の対価は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が要請を受けた直近の適正な価格を基準として、甲、乙協議の上決定するものとする。

### （生活関連物資の引渡し）

第6条 甲は、乙に搬入場所を指定し、生活関連物資を引き取るものとする。

2 生活関連物資の引渡しに関し、甲は乙に対し、必要な情報提供を行うものとする。

### （代金の請求及び支払）

第7条 乙は、第5条の規定により定めた価格に基づき、引き渡した生活関連物資の代

金の支払請求書を甲に提出するものとする。

- 2 甲は、前項の規定による適正な支払請求書を受理したときは、受理した日から30日以内に代金を乙に支払うものとする。ただし、支払期日については、甲、乙協議の上、変更することができる。

(情報の提供)

第8条 甲は、災害時において、市民に対し生活関連物資の配布場所や品目等の情報伝達に努め、乙はそれに協力するものとする。

- 2 甲と乙は、災害時において、被災地域や被災者の状況、地域の生活関連物資の価格や供給状況等のほかこの協定を実施するために必要な情報交換を行うものとする。

(連絡窓口)

第9条 甲と乙は、この協定を実施するため連絡窓口を次のとおりとする。

甲の連絡窓口 えびの市総務課危機管理対策監

乙の連絡窓口 えびの市商工会事務局長

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項又は内容の解釈について疑義が生じたときは、甲、乙誠意をもって協議し、解決するものとする。

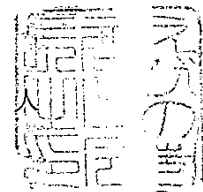
この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成24年8月30日

甲 えびの市大字栗下1292番地  
えびの市長 村岡隆



乙 えびの市大字栗下51番地  
えびの市商工会  
会長 明石秀





生活関連物資（第4条関係）

項目	種類	品目
食料品	主食	米、パン、粉乳、おにぎり、弁当、ミルク（新生児用）等
	副食	漬物、梅干、佃煮、缶詰、冷凍食品、インスタント麺等
	調味料	味噌、醤油、塩等
生活用品等	衣類等	毛布、下着類、衣服、作業着、靴下、タオル、軍手、雨具、長靴等
	日用品等	紙おむつ（大人、乳児用）、おむつカバー、生理用品、石鹸、洗剤、歯磨き粉、歯ブラシ、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、鍋、やかん、バケツ、食器類、はし、スプーン、哺乳瓶、マッチ、懐中電灯、乾電池、ガムテープ、マスク、医薬品、シャンプー、リンス、消毒液、ごみ袋、使い捨てカイロ、ブルーシート、お尻拭き、尿取りパット等

別紙（第2条関係）

## 緊急物資調達要請書

平成 年 月 日

えびの市商工会  
会長 様

えびの市長 ⑩

「災害時における生活関連物資の調達等に関する協定」に基づき、下記のとおり生活関連物資の調達を要請します。

### 記

1. 緊急に物資調達の必要が生じた理由
2. 調達を必要とする生活関連物資の内容

必要とする物資の内容	数量	備考

3. 連絡先

## 民間企業⑤ 災害時における救援物資提供に関する協定

### 災害時における救援物資提供に関する協定書

えびの市（以下「甲」という。）と南九州コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における救援物資提供について次のとおり協定する。

#### （目的）

第1条 この協定は、災害時における物資の提供に関する乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

#### （協力の内容）

第2条 市内に震度5弱以上の地震または、同等以上の災害が発生若しくは発生する恐れがある場合において、甲の対策本部が設置され、その対策本部から物資の提供について要請があった時、乙は以下の内容により協力するものとする。

- 2 乙は、第1項の要請があった時は、災害対応型自動販売機の機内在庫の製品を甲に無償提供するものとする。
- 3 乙は、第1項の要請があった時は、速やかにフォロー体制を整えるなど万全を期すものとする。ただし、道路不通及び停電等により供給に支障が生じた場合は、甲との協議により対策を練るものとする。
- 4 乙は、第1項の要請があった時は、飲料水の優先的な安定供給を甲に行うものとする。
- 5 第5項の飲料水の引渡し場所は、甲、乙が協議し決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき甲が確認の上引き取るものとする。又、飲料水の対価については甲が負担するものとし、価格は甲乙協議の上決定するものとする。

#### （要請の手続き）

第3条 甲は、この協定による要請を行う時は、救援物資提供要請書（様式1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

(期間)

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から5年間とし、甲乙いずれかから協定解消の申し出がないかぎり同一内容をもって継続するものとする。

2 前項の解消の申し出は、1ヶ月前までに相手方に申し出るものとする。

(協議)

第5条 この協定に定めるものの他、この協定の実施に関して必要な事項、その他この協定に定めない事項については、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上各1通を保有する。

平成19年4月24日

宮崎県えびの市大字栗下1292番地

甲 えびの市

えびの市長

宮崎道公



熊本市南高江3丁目5番1号

乙 南九州コカ・コーラボトリング株式会社

代表取締役社長

本坊幸吉



民間企業⑥ 災害時における応急対策業務等に関する基本協定

# 災害時における 応急対策業務等に関する基本協定書



平成24年4月



宮崎県えびの市

小林地区建設業協会

## 災害時における応急対策業務等に関する基本協定書

えびの市（以下「甲」という。）と小林地区建設協会（以下「乙」という。）とは地震災害、風水害等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合又はそのおそれがある場合（以下「災害時」という。）における応急対策業務等の実施について、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲の管理する公共土木施設等（以下「公共土木施設等」という。）における応急対策業務等（以下「応急対策業務等」という。）の円滑な実施を図るために必要な基本事項を定めることを目的とする。

### （対象になる災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、次のとおりとする。

- （1）災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定により策定された、えびの市地域防災計画に基づき、えびの市災害対策本部の設置が必要と認められる災害
- （2）その他前号と同程度の災害で甲が乙の協力が必要と認められるもの

### （協力の要請）

第3条 甲は、災害が発生した場合又は災害のおそれがある場合において、乙の所属会員の協力が必要と認めるときは、乙に対し次条の応急対策業務等についての協力を要請することができるものとする。

2 乙は、前項の協力要請があったときは、特別な理由がない限り、甲に協力するものとする。

### （応急業務等の内容）

第4条 この協定により、甲が乙に協力を要請する応急対策業務は、次のとおりとする。

- （1）公共土木施設等に関する災害による被害情報の収集
- （2）公共土木施設等の機能の確保及び回復のために必要な緊急を要する応急復旧事業
- （3）救急を要する建築資機材等の調達及び輸送
- （4）その他、甲が必要と認める業務

2 乙は、前条の要請があったときは、被害状況を把握し、甲の指示により当該被害の応急工事及び災害対策用機械の出動に係わる運搬、運転を行うものとする。

(協力体制の整備)

第5条 乙は、甲からの協力要請に迅速かつ的確に対応するため、あらかじめ協力体制を整備し、その内容を甲に通知するものとする。

(応急対策業務実施者)

第6条 乙は、甲からの協力要請があったときは、直ちに所属会員の中から応急対策業務等を実施する者（以下「応急対策業務実施者」という。）を選定し、甲に連絡するものとする。

(応急対策業務等の指示)

第7条 応急対策業務実施者は、甲の指示を受けて応急対策業務等を実施するものとする。

(応急対策業務等の実施報告)

第8条 応急対策業務実施者は、応急対策業務等を実施したときは、当該業務の完成後速やかにその実施した内容を甲に報告するものとする。

(費用負担)

第9条 第4条に規定する応急対策業務等の実施に要した費用のうち、同条第1項第2号から第4号までに規定する業務に係わる費用については、甲が負担するものとし、同項第1号に規定する業務に係わる費用については、甲は負担しないものとする。

(損害補償)

第10条 この協定に基づいて応急対策業務等に従事した者が当該業務に従事したことにより負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の損害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がある場合を除き、えびの市市民総合災害補償規則（平成10年えびの市規則第23号）の範囲内で、甲が災害補償を行うものとする。

(連絡責任者)

第11条 この協定に基づく応急対策業務等を円滑に実施するため、甲においてはえびの市建設課長、乙においては別紙「災害時における防災協定に基づく連絡班体制」のえびの地区リーダーを連絡責任者とする。

(細目協定)

第12条 この協定に基づく応急対策業務等の実施に関し必要な事項の細目については、別に定めるものとする。

(協定の効力)

第13条 この協定の有効期間は、締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、満期満了の日の30日前までに甲又は乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、更に1年間更新するものとし、その後においても同様とする。

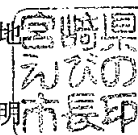
(その他)

第14条 この協定の定めのない事項及びこの協定に関して疑義を生じたときは、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

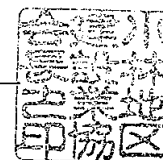
この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年 4月 1日

甲 えびの市大字栗下1,292番地  
えびの市  
えびの市長 村岡 隆 明



乙 小林市細野482番地  
小林地区建設業協会  
会長 淵上 鉄

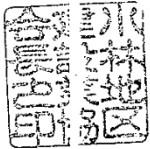




災害時における  
応急対策業務等に関する細目協定書



平成24年4月



宮崎県えびの市

小林地区建設業協会

## 災害時における応急対策業務等に関する細目協定書

えびの市（以下「甲」という。）と小林地区建設協会（以下「乙」という。）とは平成24年4月1日付けで締結した災害時における応急対策業務等に関する基本協定（以下「基本協定」という。）第12条の規定により、基本協定に基づく応急対策業務等に関する応急対策業務等の実施に関し必要な事項の細目について、次のとおり協定を締結する。

### （協力要請の方法等）

第1条 基本協定第3条に基づく甲の乙に対する協力要請は、次に掲げる事項を記載した文書（別記様式第1号をもって行うものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、口頭で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

- （1）災害の状況及び応急対策業務等の内容
- （2）応援を必要とする日時、場所
- （3）現地連絡責任者
- （4）その他必要な事項

2 前項の協力要請に係る事務は、甲と乙の間で処理するものとする。

### （協力体制の整備）

第2条 乙は、基本協定第5条の規定に基づき、広域的な協力体制を整備し、毎年度、その内容を甲の連絡責任者に通知するものとする。

2 乙は、前項の協力体制の内容に変更があった場合は、速やかに甲の連絡責任者に通知するものとする。

3 甲及び乙は、想定される事態、災害時の体制及び情報の伝達の方法・手段等について情報交換を行い、地域の実情に応じた協力関係の構築に努めるものとする。

### （災害時の情報交換等）

第3条 甲の連絡責任者はえびの市災害対策本部が置かれた場合は、気象等に関する情報を添えて乙の連絡責任者に、速やかにその旨を伝達するものとする。

2 前項の情報を受理した乙の連絡責任者は、乙の会員にその旨を通知するとともに、随時、乙の会員から災害による被害情報を収集し、甲の連絡責任者に提供するものとする。

3 前項の情報収集及び提供に係わる協力については、第1項の情報の伝達をもって甲からの協力要請に代えるものとする。

(応急対策業務等の実施報告)

第4条 基本協定第8条に規定する応急対策業務等の実績報告は、別記様式第2号により行うものとする。

(費用の支出方法等)

第5条 基本協定第4条第1項第2号から第4号までに規定する業務について、甲が負担する費用は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(損害補償の手続き)

第6条 基本協定第10条に規定する応急対策業務に従事した者（以下「従事者」という。）が当該業務に従事したことにより負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の損害補償に係る手続きは、次の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「法」という。）

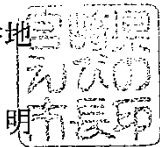
の適用がある場合 当該従事者を雇用する乙の会員が行う

(2) えびの市市民総合補償規則（平成10年えびの市規則第23号）を適用するものとし、当該従事者の申請のもとに甲が行う。

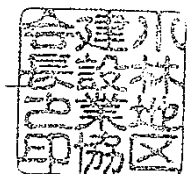
この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年 4月 1日

甲 えびの市大字栗下1,292番地  
えびの市  
えびの市長 村岡隆明



乙 小林市細野482番地  
小林地区建設業協会  
会長 淵上鉄



別記様式第1号

## 災害応急対策業務等要請書

年 月 日

小林地区建設業協会  
会長 殿

えびの市災害対策本部長  
印

災害時における応急対策業務等に関する基本協定書第3条第1項の規定に基づき、下記のとおり応急対策業務等の実施を要請します。

記

- 1 災害の状況
- 2 応急対策業務等の内容
- 3 日時  
年 月 日 時から  
(準備が整い次第)
- 4 場所
- 5 現地連絡責任者  
所 属  
職・氏名
- 6 その他

## 災害応急対策業務等完了報告書

年 月 日

えびの市災害対策本部長  
殿

(応急対策業務実施者)

印

要請のあった応急対策業務等が完了したので、下記のとおり報告します。

記

1 業務実施期間

2 業務を実施した場所

3 実施した業務内容

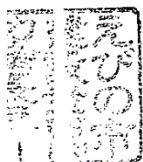
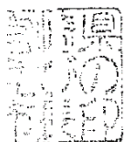
4 その他

添付書類、業務状況の写真等

民間企業⑦ 災害時における応急対策業務等に関する基本協定  
(えびの市建設業協力会)

災害時における

応急対策業務等に関する基本協定書



## 災害時における応急対策業務等に関する基本協定書

えびの市（以下「甲」という。）とえびの市建設業協力会（以下「乙」という。）とは、地震災害、風水害等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合又はそのおそれがある場合（以下「災害時」という。）における応急対策業務等の実施について、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲の管理する公共土木施設（以下「公共土木施設」という。）に係わる災害時の応急対策業務等（以下「応急対策業務等」という。）の円滑な実施を図るために必要な基本事項を定めることを目的とする。

### （対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、次のとおりとする。

- （1） 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定により策定されたえびの市地域防災計画に基づき、えびの市災害対策本部が設置された場合
- （2） その他前号と同程度の災害で甲が乙の協力が必要であると認めた場合

### （協力の要請）

第3条 甲は、災害が発生した場合又は、災害のおそれがある場合において、乙の所属会員の協力が必要と認めるときは、乙に対し次条の応急対策業務等についての協力を要請することができるものとする。

2 乙は、前項の協力要請があったときは、特別な理由がない限り、甲に協力するものとする。

### （応急対策業務等の内容）

第4条 この協定により、甲が乙に協力を要請する応急対策業務等は、次のとおりとする。

- （1） 公共土木施設に係る災害による被害情報の収集
- （2） 公共土木施設の機能の確保及び回復のために必要な緊急を要する応急復旧事業
- （3） 救急を要する建築資機材等の調達及び輸送
- （4） その他、甲が必要と認める業務

2 乙は、前条の要請があったときは、被害状況を把握し、甲の指示により当該災害の応急工事及び災害対策用機械の出動に係わる運搬、運転を行うものとする。

(協力体制の整備)

第5条 乙は、甲からの協力要請に迅速かつ的確に対応するため、あらかじめ協力体制を整備し、その内容を甲に通知するものとする。

(応急対策業務実施者)

第6条 乙は、甲からの協力要請があったときは、直ちに所属会員の中から応急対策業務等を実施する者（以下「応急対策業務実施者」という。）を選定し、甲に連絡するものとする。

(応急対策業務等の指示)

第7条 応急対策業務実施者は、甲の指示を受けて応急対策業務等を実施するものとする。

(応急対策業務等の実施報告)

第8条 応急対策業務実施者は、応急対策業務等を実施したときは、当該業務の完成後速やかにその実施した内容を甲に報告するものとする。

(費用の負担)

第9条 第4条に規定する応急対策業務等の実施に要した費用のうち、同条第1項第2号から第4号までに規定する業務に係わる費用については、甲が負担するものとし、同条第1号に規定する業務に係わる費用については、甲は負担しないものとする。

(連絡責任者)

第10条 この協定に基づく応急対策業務等を円滑に実施するため、甲においてはえびの市建設課長、乙においてはえびの市建設業協力会会長を連絡責任者とする。

(細目協定)



第11条 この協定に基づく応急対策業務等の実施に関し必要な事項の細目については、別に定めるものとする。

(協定の効力)

第12条 この協定の有効期間は、締結の日から平成21年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲又は乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、更に1年間更新するものとし、その後においても同様とする。

(その他)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義を生じたときは、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成20年11月1日

甲 えびの市大字栗下1292番地

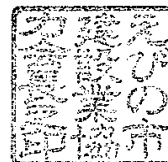
えびの市長 宮崎道公



乙 えびの市大字島内2000番地1

えびの市建設業協力会

会長 末原義勝



民間企業⑧ 災害応急対策に必要な用水の確保に関する協定書

# 災害応急対策に必要な用水の確保に関する協定書

平成 21 年 4 月

宮 崎 県 え び の 市

西諸地区生コンクリート事業協同組合

## 災害応急対策に必要な用水の確保に関する協定書

えびの市（以下「甲」という。）と西諸地区生コンクリート事業協同組合（以下「乙」という。）は、災害応急対策に必要な用水の確保に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、えびの市内において風水害や地震等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙に行う飲料水を除く生活用水及び消防用水（以下「用水」という。）の供給の協力要請について、適切かつ円滑な運営を期するため必要な事項を定めることを目的とする。

（対象となる事態）

第2条 この協定の対象となる事態は、次のとおりとする。

- （1）地震等を原因とする同時多発的な火災が発生した場合
- （2）大規模な林野火災又は一般火災発生時で、消防水利の確保が困難な場合
- （3）地震等の被災者が長期の避難所生活で、飲料水を除く生活用水の確保に困窮している場合
- （4）前3号に掲げる場合のほか、災害時において甲が乙の協力が必要であると認めた場合

（協力の要請）

第3条 甲は、用水の供給を必要とする事態が発生した場合は、乙に対して用水供給の協力要請を行うことができる。

- 2 前項の要請は、災害応急対策に必要な用水確保の要請書（別記様式第1号）に必要事項を記載の上、行うものとする。ただし、文書により要請することができない特別な理由があるときは、口頭その他の方法で要請することができるものとする。
- 3 甲は、前項ただし書の規定により要請したときは、遅滞なく災害応急対策に必要な用水確保の要請書（別記様式第1号）に必要事項を記載の上、乙に提出するものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、やむを得ない事由がない限り、乙の会員をして通常業務に優先して指定された場所に出動させ、用水の確保を実施させるものとする。

（実績報告）

第5条 乙は、用水の確保を実施した場合は、速やかに甲に対して災害応急対策に必要な用水確保の実績報告書（別記様式第2号）により報告するものとする。

（経費の負担）

第6条 この協定に基づく用水の確保に要した経費は、原則として甲が負担するものとする。

- 2 前項の経費内訳については、甲、乙協議して定めるものとする。

（経費の請求）

第7条 乙は、用水の確保に係る作業の完了後、当該作業に要した経費を甲に請求することができるものとする。

- 2 甲は、前項の請求があったときは、内容を精査し、速やかにその費用を乙に支払うものとする。

（事故等の対処）

第8条 乙が供給したコンクリートミキサー車が故障その他の理由により用水の確保を中断したときは、乙は速やかに当該コンクリートミキサー車を交換又は修理して、用水の確保を継続しなければならない。

(危険の回避)

第9条 乙より連絡を受けた所属会員は、指定された場所への輸送時に危険な状況であると判断した場合は、その状況を回避する措置をとることができる。この場合において、当該所属会員は速やかにその危険な状況を甲及び乙に連絡し、安全を確保した上、別の輸送経路等により用水の確保に努めるものとする。

(災害補償)

第10条 乙の所属会員が、この協定に基づいて用水の確保に従事したことにより負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用が有る場合を除き、えびの市消防団員等公務災害補償条例（昭和45年えびの市条例第34号）の定めるところによる。

(協定の効力)

第11条 この協定の有効期間は、締結の日から平成22年3月31日までとする。  
ただし、期間満了の30日前までに、甲又は乙から相手方に対して文書による協定終了の意思表示がない場合は、更に1年間継続するものとし、以後この例による。

(協議)

第12条 この協定に関する疑義を生じたとき又はこの協定に定めない事項については、甲、乙協議の上、定めるものとする。

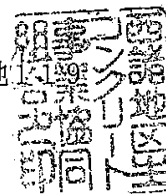
この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成21年4月1日

甲 宮崎県えびの市大字栗下1292番地  
えびの市  
市長 宮崎道公



乙 宮崎県小林市大字堤字並松添2977番地  
西諸地区生コンクリート事業協同組合  
理事長 木田正美



別記  
様式第1号

年 月 日

西諸地区生コンクリート事業協同組合  
理事長 様

えびの市長

## 災害応急対策に必要な用水確保の要請書

災害応急対策に必要な用水の確保に関する協定書第3条第2項に基づき、下記のとおり要請します。

記

災害種別	地震(含む火災) その他( )	林野火災	建物火災
要請内容	生活用水(除く飲料水)	消防用水	その他( )
要請日時			
要請場所			
災害状況			
必要水量	トン		
必要台数 (必要車両種別)	トン車 トン車	台 台	※進入可否、車両転回場所を確認のこと
運搬経路			
想定される危険・注意事項			
その他			

	要請機関名	氏名	連絡先
要請者			
現地責任者			
現地指揮者			

様式第2号

年 月 日

(あて先)えびの市長

西諸地区生コンクリート事業協同組合  
理事長

## 災害応急対策に必要な用水確保の実績報告書

災害応急対策に必要な用水の確保に関する協定書第5条の規定に基づき、下記のとおり実績報告をします。

記

要 請 日 時	
要 請 受 理 者	
出 動 日 時	
出 動 場 所	

### 出 動 状 況

会 社 名	出動日時	撤収日時	台 数	出動者数
	月 日 時 分	月 日 時 分	トン 台 トン 台	
	月 日 時 分	月 日 時 分	トン 台 トン 台	
	月 日 時 分	月 日 時 分	トン 台 トン 台	
	月 日 時 分	月 日 時 分	トン 台 トン 台	
	月 日 時 分	月 日 時 分	トン 台 トン 台	

民間企業⑨ 災害時における福祉用具等の調達に関する協定書

災害時における

福祉用具等の調達に関する協定書



えびの市

株式会社 ライフサポート

## 災害時における福祉用具等の調達に関する協定

えびの市（以下「甲」という。）と株式会社ライフサポート（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉用具等の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、えびの市内に大規模な地震、風水害及びその他の災害が発生した場合における災害時要援護者への避難援護について、甲が乙に対して福祉用具等の調達に関する協力を要請できること及びその場合の手続きを定めるものとする。

### （供給等の協力要請）

第2条 甲は、災害発生時において、福祉避難所を開設する際等に福祉用具等の調達の必要が生じた場合は、乙に調達可能な福祉用具等の供給を要請できるものとする。  
2 乙は、甲から要請があった場合、可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

### （要請の方法）

第3条 前条の要請は、調達する福祉用具名、数量、企画、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭で要請し、後で要請書を提出するものとする。

### （費用の負担）

第4条 第2条の規定により、乙が供給した福祉用具等の費用は、甲が負担するものとする。  
2 前項に規定する費用は、甲、乙両者協議のうえ適正価格をもって決定するものとする。

### （費用の支払い）

第5条 乙は、前条の規定により定めた価格に基づき、引き渡した福祉用具等の代金の支払請求書を甲に提出するものとする。  
2 甲は、前項の規定による適正な支払請求書を受理したときは、受理した日から30日以内に代金を乙に支払うものとする。ただし、支払期日については、甲、乙協議のうえ、変更することができる。

### （協定有効期限）

第6条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成25年3月31日までとする。ただし、甲、乙いずれかより異議の申し立てがない限り、なお、1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。



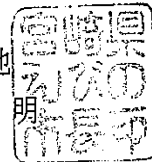
(協議)

第7条 この協定に定める事項その他業務上の必要な事項について疑義が生じた場合は、甲、乙協議のうえ、解決に努めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成24年8月29日

(甲) えびの市大字栗下1292番地  
えびの市長 村岡隆



(乙) えびの市大字大河平4633-37  
株式会社 ライフサポート  
代表取締役 川合麻記



別紙（第3条関係）

## 災害時福祉用具等調達要請書

平成 年 月 日

株式会社 ライフサポート  
代表 様

えびの市長 ㊟

「災害時における福祉用具等の調達等に関する協定」に基づき、下記のとおり福祉用具等の調達を要請します。

### 記

1. 緊急に福祉用具等の調達の必要が生じた理由
2. 調達を必要とする福祉用具等の内容

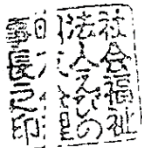
必要とする福祉用具等の内容	数量	備考

3. 連絡先

災害発生時における  
福祉避難所の設置運営に関する協定書



宮崎県えびの市



社会福祉法人えびの明友会

## 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定



えびの市（以下「甲」という。）と社会福祉法人えびの明友会（以下「乙」という。）とは、災害発生時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、えびの市内に大規模な地震、風水害及びその他の災害が発生した場合における災害時要援護者への避難援護について、甲が乙に対して福祉避難所の設置運営に関する協力を要請できること及びその場合の手続きを定めるものとする。

（対象者）

第2条 この協定における避難援護の対象となる者（以下「対象者」という。）は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要援護者等で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とするものをいう。



（受入れの要請）

第3条 甲は、災害発生時において、前条の対象者の存在を把握した場合は、乙に対し、当該対象者の受入れを要請できるものとする。

2 乙は、甲から要請があった場合、可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（受入れ期間）

第4条 前条第1項の要請に基づく対象者の受入期間は、受入れの日から起算して7日以内とする。ただし、甲が受入れ期間の延長を必要と認める場合は、甲、乙協議して定めるものとする。

（指定する施設）

第5条 福祉避難所として指定する施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 特別養護老人ホーム あげぼの園
- (2) 特別養護老人ホーム 八幡の里
- (3) えびの市養護老人ホーム真幸園（施設設置者であるえびの市との業務委託契約の期間とする）

（手続き）

第6条 第3条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。

ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

- (1) 対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2) 身元引受人の住所、氏名及び連絡先

(管理運営)

第7条 乙は、福祉避難所の設置運営にあつては、次に掲げる業務を履行するものとする。

- (1) 対象者への相談等に応じる介助員等の配置及び日常生活上の支援
- (2) 対象者の状況の急変等に対応できる体制の確保
- (3) 福祉避難所の設置運営に係る実績報告及び費用に係る請求（第8条第1項第3号に掲げるものについては、領収書を添付すること。）

(経費の負担)

第8条 甲は、乙に対し、福祉避難所の管理運営に要した費用であつて、次に掲げるものについて支払いをするものとする。

- (1) 介助員等に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用を含む。）
- (2) 対象者に要する食費
- (3) その他オムツ代等の乙が直接支払いを行ったものに要した費用
- (4) 第9条に規定する対象者の移送に要する経費

2 乙は、前項各号に掲げる費用等に関する届出（別記様式）を作成し、これを甲に提出するものとする。

(対象者の移送)

第9条 甲の要請に基づき、乙が受入れを了承した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の家族と支援者が行うものとする。ただし、甲が乙に対し、対象者の移送を依頼した場合は、可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

(受入れ可能人数の把握)

第10条 甲は、第3条の要請に備え、乙の施設における受入可能人数を把握しておくものとする。

(個人情報の保護)

第11条 甲及び乙並びに介助員等は、福祉避難所の管理運営に当たり業務上知り得た対象者及びその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(関係書類の保管)

第12条 乙は、この協定に関する書類等を事業所に整備するほか、事業実施後5年

間はこれを保管しなければならない。

(協定有効期限)

第13条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成29年3月31日までとする。ただし、甲、乙いずれかより異議の申し立てがない限り、なお、1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

(協議)

第14条 この協定に定める事項その他業務上の必要な事項について疑義が生じた場合は、甲、乙協議のうえ、解決に努めるものとする。

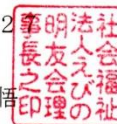
この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成28年 7月 4日

(甲) えびの市大字栗下1292番地  
えびの市長 村岡 隆 明



(乙) えびの市大字原田1403番地2  
社会福祉法人えびの明友会  
理事長 桑原 健 悟



別記様式（第8条関係）

福祉避難所の設置場所、介助員等に要する人件費  
及び対象者に要する食費等に関する届出

福祉避難所の設置場所		
(1) 介助員等に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用を含む。）		
・ 日勤（日給・時間給）		円／（日・時間）
・ 夜勤（日給・時間給）		円／（日・時間）
・ 宿直		円／ 回
(2) 対象者に要する食費	・ 朝食	円／食
	・ 昼食	円／食
	・ 夕食	円／食
	（計）	円／食
(3) その他オムツ代等の乙が直接支払を行ったものに要した費用		
	実費相当額	円
	内訳等	
(4) 対象者の移送に要した費用		
	実費相当額	円
	内訳等	
(5) 備 考		
・ 対象者名	受入れ期間	
氏名（            ）	年   月   日～	年   月   日（   日間）
氏名（            ）	年   月   日～	年   月   日（   日間）
氏名（            ）	年   月   日～	年   月   日（   日間）

えびの市長 様

上記のとおり届け出ます。

平成   年   月   日

所在地  
名称  
代表者職氏名

㊟

別記

## 個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものを含む。）をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、福祉避難所の設置運営に係る業務（以下「福祉避難所業務」という。）の処理に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

### (秘密等の保持)

第2 乙は、福祉避難所業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

### (収集の制限)

第3 乙は、福祉避難所業務を処理するために個人情報を収集するときは、その利用目的を特定し、利用目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により収集しなければならない。

2 乙は、福祉避難所業務を処理するために個人情報を収集するときは、本人から収集し、本人以外のものから収集するときは、本人の同意を得た上で収集しなければならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

### (目的外利用及び提供の禁止)

第4 乙は、福祉避難所業務の処理に関して知り得た個人情報を当該事務の利用目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の指示があるとき、又はあらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

### (適正管理)

第5 乙は、福祉避難所業務の処理に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。



(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、福祉避難所業務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

(資料の返還等)

第7 乙は、福祉避難所業務を処理するために甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、当該業務の終了後直ちに甲に返還し、引き渡し、又は廃棄するものとする。また、当該個人情報を電磁的に記録した機器等は、確実に当該個人情報を消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第8 乙は、福祉避難所業務に従事する者及び従事した者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(事故報告)

第9 乙は、この特記事項に違反する事態が発生し、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

民間企業⑪ 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

災害発生時における  
福祉避難所の設置運営に関する協定書



宮崎県えびの市

社会福祉法人慈愛会

## 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定

えびの市（以下「甲」という。）と社会福祉法人慈愛会（以下「乙」という。）とは、災害発生時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、えびの市内に大規模な地震、風水害及びその他の災害が発生した場合における災害時要援護者への避難援護について、甲が乙に対して福祉避難所の設置運営に関する協力を要請できること及びその場合の手続きを定めるものとする。

### （対象者）

第2条 この協定における避難援護の対象となる者（以下「対象者」という。）は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要援護者等で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とするものをいう。

### （受入れの要請）

第3条 甲は、災害発生時において、前条の対象者の存在を把握した場合は、乙に対し、当該対象者の受入れを要請できるものとする。

2 乙は、甲から要請があった場合、可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

### （受入れ期間）

第4条 前条第1項の要請に基づく対象者の受入期間は、受入れの日から起算して7日以内とする。ただし、甲が受入れ期間の延長を必要と認める場合は、甲、乙協議して定めるものとする。

### （指定する施設）

第5条 福祉避難所として指定する施設は、次に掲げる施設とする。

(1) 特別養護老人ホーム えびの涼風園

### （手続き）

第6条 第3条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。

ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(1) 対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2) 身元引受人の住所、氏名及び連絡先

(管理運営)

第7条 乙は、福祉避難所の設置運営にあつては、次に掲げる業務を履行するものとする。

- (1) 対象者への相談等に応じる介助員等の配置及び日常生活上の支援
- (2) 対象者の状況の急変等に対応できる体制の確保
- (3) 福祉避難所の設置運営に係る実績報告及び費用に係る請求（第8条第1項第3号に掲げるものについては、領収書を添付すること。）

(経費の負担)

第8条 甲は、乙に対し、福祉避難所の管理運営に要した費用であつて、次に掲げるものについて支払いをするものとする。

- (1) 介助員等に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用を含む。）
- (2) 対象者に要する食費
- (3) その他オムツ代等の乙が直接支払いを行ったものに要した費用
- (4) 第9条に規定する対象者の移送に要する経費

2 乙は、前項各号に掲げる費用等に関する届出（別記様式）を作成し、これを甲に提出するものとする。

(対象者の移送)

第9条 甲の要請に基づき、乙が受入れを了承した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の家族と支援者が行うものとする。ただし、甲が乙に対し、対象者の移送を依頼した場合は、可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

(受入れ可能人数の把握)

第10条 甲は、第3条の要請に備え、乙の施設における受入可能人数を把握しておくものとする。

(個人情報の保護)

第11条 甲及び乙並びに介助員等は、福祉避難所の管理運営に当たり業務上知り得た対象者及びその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(関係書類の保管)

第12条 乙は、この協定に関する書類等を事業所に整備するほか、事業実施後5年間はこれを保管しなければならない。

(協定有効期限)

第13条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成25年3月31日までとする。ただし、甲、乙いずれかより異議の申し立てがない限り、なお、1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

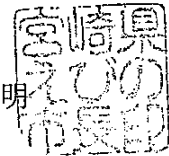
(協議)

第14条 この協定に定める事項その他業務上の必要な事項について疑義が生じた場合は、甲、乙協議のうえ、解決に努めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成 24 年 4 月 30 日

(甲) えびの市大字栗下1292番地  
えびの市長 村岡 隆 明



(乙) えびの市大字岡松143  
社会福祉法人慈愛会  
理事長 志戸本 宗 徳



別記様式（第8条関係）

福祉避難所の設置場所、介助員等に要する人件費  
及び対象者に要する食費等に関する届出

福祉避難所の設置場所		
(1) 介助員等に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用を含む。）		
・ 日勤（日給・時間給）		円／（日・時間）
・ 夜勤（日給・時間給）		円／（日・時間）
・ 宿直		円／回
(2) 対象者に要する食費	・ 朝食	円／食
	・ 昼食	円／食
	・ 夕食	円／食
	（計）	円／食
(3) その他オムツ代等の乙が直接支払を行ったものに要した費用		
	実費相当額	円
	内訳等	
(4) 対象者の移送に要した費用		
	実費相当額	円
	内訳等	
(5) 備考		
・ 対象者名	受入れ期間	
氏名（ ）	年 月 日～	年 月 日（日間）
氏名（ ）	年 月 日～	年 月 日（日間）
氏名（ ）	年 月 日～	年 月 日（日間）

えびの市長 様

上記のとおり届け出ます。

平成 年 月 日

所在地  
名称  
代表者職氏名

印



個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、福祉避難所の設置運営に係る業務（以下「福祉避難所業務」という。）の処理に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密等の保持)

第2 乙は、福祉避難所業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、福祉避難所業務を処理するために個人情報を収集するときは、その利用目的を特定し、利用目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により収集しなければならない。

2 乙は、福祉避難所業務を処理するために個人情報を収集するときは、本人から収集し、本人以外のものから収集するときは、本人の同意を得た上で収集しなければならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第4 乙は、福祉避難所業務の処理に関して知り得た個人情報を当該事務の利用目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の指示があるとき、又はあらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

(適正管理)

第5 乙は、福祉避難所業務の処理に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。



(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、福祉避難所業務を処理するために甲から提供を受けた個人情報記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

(資料の返還等)

第7 乙は、福祉避難所業務を処理するために甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、当該業務の終了後直ちに甲に返還し、引き渡し、又は廃棄するものとする。また、当該個人情報を電磁的に記録した機器等は、確実に当該個人情報を消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第8 乙は、福祉避難所業務に従事する者及び従事した者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(事故報告)

第9 乙は、この特記事項に違反する事態が発生し、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

災害発生時における  
福祉避難所の設置運営に関する協定書



宮崎県えびの市

社会福祉法人慶和会

## 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定

えびの市（以下「甲」という。）と社会福祉法人慶和会（以下「乙」という。）とは、災害発生時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、えびの市内に大規模な地震、風水害及びその他の災害が発生した場合における災害時要援護者への避難援護について、甲が乙に対して福祉避難所の設置運営に関する協力を要請できること及びその場合の手続きを定めるものとする。

### （対象者）

第2条 この協定における避難援護の対象となる者（以下「対象者」という。）は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要援護者等で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とするものをいう。

### （受入れの要請）

第3条 甲は、災害発生時において、前条の対象者の存在を把握した場合は、乙に対し、当該対象者の受入れを要請できるものとする。

2 乙は、甲から要請があった場合、可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

### （受入れ期間）

第4条 前条第1項の要請に基づく対象者の受入期間は、受入れの日から起算して7日以内とする。ただし、甲が受入れ期間の延長を必要と認める場合は、甲、乙協議して定めるものとする。

### （指定する施設）

第5条 福祉避難所として指定する施設は、次に掲げる施設とする。

(1) シルバーケアステーション ほうよう

### （手続き）

第6条 第3条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。

ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(1) 対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2) 身元引受人の住所、氏名及び連絡先

(管理運営)

第7条 乙は、福祉避難所の設置運営にあつては、次に掲げる業務を履行するものとする。

- (1) 対象者への相談等に応じる介助員等の配置及び日常生活上の支援
- (2) 対象者の状況の急変等に対応できる体制の確保
- (3) 福祉避難所の設置運営に係る実績報告及び費用に係る請求（第8条第1項第3号に掲げるものについては、領収書を添付すること。）

(経費の負担)

第8条 甲は、乙に対し、福祉避難所の管理運営に要した費用であつて、次に掲げるものについて支払いをするものとする。

- (1) 介助員等に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用を含む。）
- (2) 対象者に要する食費
- (3) その他オムツ代等の乙が直接支払いを行ったものに要した費用
- (4) 第9条に規定する対象者の移送に要する経費

2 乙は、前項各号に掲げる費用等に関する届出（別記様式）を作成し、これを甲に提出するものとする。

(対象者の移送)

第9条 甲の要請に基づき、乙が受入れを了承した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の家族と支援者が行うものとする。ただし、甲が乙に対し、対象者の移送を依頼した場合は、可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

(受入れ可能人数の把握)

第10条 甲は、第3条の要請に備え、乙の施設における受入可能人数を把握しておくものとする。

(個人情報の保護)

第11条 甲及び乙並びに介助員等は、福祉避難所の管理運営に当たり業務上知り得た対象者及びその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(関係書類の保管)

第12条 乙は、この協定に関する書類等を事業所に整備するほか、事業実施後5年間はこれを保管しなければならない。

(協定有効期限)

第13条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成25年3月31日までとする。ただし、甲、乙いずれかより異議の申し立てがない限り、なお、1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

(協議)

第14条 この協定に定める事項その他業務上の必要な事項について疑義が生じた場合は、甲、乙協議のうえ、解決に努めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成 24 年 11 月 20 日

(甲) えびの市大字栗下1292番地  
えびの市長 村岡隆明



(乙) えびの市大字原田2216番地10  
社会福祉法人慶和会  
理事長 齋田豊彦



別記様式（第8条関係）

福祉避難所の設置場所、介助員等に要する人件費  
及び対象者に要する食費等に関する届出

福祉避難所の設置場所		
(1) 介助員等に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用を含む。）		
・ 日勤（日給・時間給）		円／（日・時間）
・ 夜勤（日給・時間給）		円／（日・時間）
・ 宿直		円／回
(2) 対象者に要する食費	・ 朝食	円／食
	・ 昼食	円／食
	・ 夕食	円／食
	(計)	円／食
(3) その他オムツ代等の乙が直接支払を行ったものに要した費用		
	実費相当額	円
	内訳等	
(4) 対象者の移送に要した費用		
	実費相当額	円
	内訳等	
(5) 備考		
・ 対象者名	受入れ期間	
氏名（ ）	年 月 日～	年 月 日（日間）
氏名（ ）	年 月 日～	年 月 日（日間）
氏名（ ）	年 月 日～	年 月 日（日間）

えびの市長 様

上記のとおり届け出ます。

平成 年 月 日

所在地  
名称  
代表者職氏名



## 別記

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、福祉避難所の設置運営に係る業務（以下「福祉避難所業務」という。）の処理に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

#### (秘密等の保持)

第2 乙は、福祉避難所業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

#### (収集の制限)

- 第3 乙は、福祉避難所業務を処理するために個人情報を収集するときは、その利用目的を特定し、利用目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により収集しなければならない。
- 2 乙は、福祉避難所業務を処理するために個人情報を収集するときは、本人から収集し、本人以外のものから収集するときは、本人の同意を得た上で収集しなければならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

#### (目的外利用及び提供の禁止)

第4 乙は、福祉避難所業務の処理に関して知り得た個人情報を当該事務の利用目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の指示があるとき、又はあらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

#### (適正管理)

第5 乙は、福祉避難所業務の処理に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、福祉避難所業務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

(資料の返還等)

第7 乙は、福祉避難所業務を処理するために甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、当該業務の終了後直ちに甲に返還し、引き渡し、又は廃棄するものとする。また、当該個人情報を電磁的に記録した機器等は、確実に当該個人情報を消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第8 乙は、福祉避難所業務に従事する者及び従事した者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(事故報告)

第9 乙は、この特記事項に違反する事態が発生し、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。



## 2 宮崎県防災救急ヘリコプター緊急運航要領

平成 16 年 10 月 1 日

危機管理局

(趣旨)

第 1 条 この要領は、宮崎県防災救急ヘリコプター運航管理要綱（以下「要綱」という。）

第 16 条第 3 項の規定により、宮崎県防災救急ヘリコプター（以下「防災救急ヘリ」という。）の緊急運航に関して必要な事項を定めるものとする。

(他の規定との関係)

第 2 条 緊急運航については、要綱に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(緊急運航の要件)

第 3 条 緊急運航は、原則として、次の要件を充たす場合に行うことができるものとする。

- (1) 公共性 地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを自的とすること。
- (2) 緊急性 差し迫った必要性があること。(緊急に活動を行わなければ、県民の生命及び財産に重大な支障が生ずる恐れがある場合)
- (3) 非代替性 防災救急ヘリ以外に適切な手段がないこと。(既存の資機材及び人員では十分な活動が期待できない、又は活動できない場合)

(緊急運航の基準)

第 4 条 緊急運航は、前条に掲げる要件を満たし、かつ、宮崎県防災救急ヘリコプター緊急運航基準（別紙）に該当する場合に行うことができるものとする。

(緊急運航の要請)

第 5 条 緊急運航の要請は、緊急運航を要する事態が発生した市町村、消防の一部事務組合、消防を含む一部事務組合その他の関係機関（以下「要請機関」という。）の長が防災救急航空センター所長（以下「所長」という。）に対し行うものとする。

2 前項の要請は、緊急運航要請書（様式第 1 号）により行うものとする。

(緊急運航の決定)

第 6 条 所長は、前条第 1 項に規定する緊急運航の要請を受けた場合には、緊急運航を要する事態の状況、気象状況等を確認の上、出動の可否を決定し、航空隊隊長又は副隊長（以下「隊長等」という。）に必要な指示をするとともに、要請機関に決定内容を回答しなければならない。

2 隊長等は、前項の指示を受けた場合には、直ちに要請内容に対応する出動体制を整えなければならない。

3 所長は、第1項の規定により対応した結果を速やかに、消防保安室長（以下「運航管理責任者」という。）に報告するものとする。

（受入体制）

第7条 要請機関は、防災救急航空センターと緊密な連結を図るとともに、当該要請機関の定める災害現場等の指揮者に、防災救急ヘリの運航指揮者と緊密な連絡を取らせるものとする。

2 要請機関は、必要に応じ次の受入体制を整えるものとする。

- (1) 離着陸場所の確保（散水等必要な措置を含む。）及び安全対策
- (2) 傷病者の搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配
- (3) 空中消火のための給水場所の確保
- (4) その他必要な事項

（報告）

第8条 運航管理責任者は、災害等が収束した後、必要に応じ要請者機関に対して当該災害等の状況について報告を求めることができる。

附 則

この要領は、平成16年10月1日から施行する。

（別紙）

### 《 宮崎県防災救急ヘリコプター緊急運航基準 》

#### 1 救急活動

- (1) 事故又は急病等による搬送事故若しくは急病等に起因して重症が疑われ、又は山間部、離島等から緊急に傷病者の搬送を行う必要があると認められる場合で、別に定める救急活動出動基準に該当するとき
- (2) 高度医療機関への傷病者の転院搬送遠隔地の高度医療機関へ緊急に転院搬送を行う場合で、医師がその必要性を認め、かつ、原則として医師が搭乗できるとき
- (3) 傷病発生地への医師の搬送及び医療器材等の輸送  
山間部、離島等の交通遠隔地において、緊急医療を行うため、医師、機材等を搬送する必要があると認められる場合
- (4) 移植のための臓器等の搬送  
移植医療を行うため、臓器や担当医師、医療機材等を緊急に搬送する必要があると認められる場合
- (5) その他、特に、防災救急ヘリによる救急活動が有効と認められる場合

#### 2 救助活動

- (1) 河川・海等での水難事故、山岳遭難事故等における捜索又は救助  
水難事故、山岳遭難事故等において、防災救急ヘリによる対応がより有効と認めら

れる場合

(2) 中高層建築物火災による救助

中高層建築物火災において、地上からの救出が困難で、屋上からの救出が必要と認められる場合

(3) 山崩れ等の災害において、陸上から接近できない被害者等の救出

大雨による山崩れ等により、陸上からの救出が不可能で、救出が緊急に必要と認められる場合

(4) その他、特に、防災救急ヘリによる救助活動が有効と認められる場合。

3 災害応急活動

(1) 被害状況等の調査及び情報収集活動

地震、台風、豪雨、津波等の自然災害又はガス爆発事故、高速道路等での大規模事故等が発生し、又は発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる状況把握調査又は情報収集活動を行うとともにその状況を監視する必要があると認められるとき

(2) 被災地等への緊急物資、医薬品等の輸送及び応援要員、医師等の搬送

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、食料、医療その他の生活必需品、復旧資機材等の救援物資、医薬品、人員等を緊急に搬送する必要があると認められるとき

(3) 災害に関する情報、警報等の伝達等広報宣伝活動

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害に関する情報及び警報、警告等を迅速かつ正確に伝達する必要があると認められるとき

(4) その他、特に、防災救急ヘリによる災害応急活動が有効と認められる場合

4 火災防御活動

(1) 林野火災等における空中からの消火活動

防災救急ヘリによる消火がより効果的であると認められる場合

(2) 被害状況調査及び情報収集活動

大規模火災、爆発事故等が発生し、又は延焼拡大のおそれがあると認められ、広範囲にわたる被害状況把握調査又は情報収集活動を行う必要があると認められるとき

(3) 広報活動

住民への避難誘導等広報活動が必要と認められる場合

(4) 資機材や要員の搬送

交通遠隔地等において効果的な消火活動を行うため、消火資機材又は消火要員の搬送が必要であると認められる場合

(5) その他、特に、防災救急ヘリによる火災防御活動が有効と認められる場合

5 広域航空消防防災応援活動

大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱（昭和 61 年 5 月 30 日付け消防救第 61 号）、九州・山口 9 県の相互応援協定（平成 7 年 11 月締結）等に基づく要請があった場合

1 要請機関名	(発信者)
2 要請目的	(1)救急 (2)救助 (3)災害応急 (4)火災防御 (5)広域航空消防防災応援 (6)その他
3 要請内容	(1) 救急搬送 (2) 転院搬送 (3) 捜索 (4) 救助 (5) 物資搬送 (6) 人員搬送 (7) 空中消火 (8) その他：
4 発生場所	市・町・村 (目標) (離着陸場所)
5 発生日時	平成 年 月 日( 曜日) 時 分頃
6 概要	----- ----- ----- ----- -----
7 必要機材等	
8 気象状況	天候 風向 風速 m/s 気温 °C 視界 m 雲高 m 警報及び注意報
9 現場指揮官	所属 職 氏名
10 現場との連絡手段	無線種別 携帯TEL
11 他の航空機の活動要請	(有・無) (機関名) (機数)
12 その他必要な事項	
13 地図(目標)等	

14 傷病者等の搬送の場合									
① 搬送要請病院名		診療科			主治医				
② 傷病者	(ふりがな) 氏名	性別			男・女		生年月日		年 月 日
	傷病名								
	職業								
③ 世帯主住所氏名									
④ 発病（負傷）の原因、経過等									
⑤ 救急車の手配		要請側			受入側				
⑥ 受入病院名等		診察科			担当医				
⑦ 空輸区間		要請側着陸地			受入側着陸地				
⑧ 搭載機材等									
⑨ 添乗者	医師	氏名			男・女	生年月日		年 月 日	
		病院名				年 齡		満 歳	
	看護師	氏名			男・女	生年月日		年 月 日	
		病院名				年 齡		満 歳	
	付添人	氏名			男・女	生年月日		年 月 日	
		住所				年 齡		満 歳	
	付添人	氏名			男・女	生年月日		年 月 日	
		住所				年 齡		満 歳	
⑩ 処理経過		要請日時 年 月 日 ～ 撤収日時 年 月 日							
⑪ 適要									
宮崎県防災救急航空センター所長 殿 年 月 日 上記のとおり要請します。 要請機関の名称 代表者氏名									

(参考) ■要請の手順

1 通 報

現場から消防本部等に通報する。

2 第一報（情報）を報告する。

ヘリ要請の可能性のある災害が発生した場合において、わかる範囲の情報について、下記の電話またはFAXにより第一報を送信し、概要を報告する。

電話番号	F A X
(0985) 56-0583	0985) 56-0597

※電話番号は緊急運航要請専用であることについて、十分に留意しておく。

3 緊急運航の要請

要請が決定したならば、緊急運航要請書にわかる範囲の情報を記入し FAX 送信する。要請書の正本については、航空センターに郵送手続きをとる。

4 緊急運航の決定

県防災救急航空センター所長が緊急運航を決定する。

5 緊急運航の回答

運航指揮者の氏名、使用無線の種別、呼出名、ヘリ到着予定時間、その他必要事項について、要請者に回答がなされる。

(出典など：宮崎県ホームページを参考に作成)

### 3 宮崎県水道事業者災害時相互応援に関する覚書

平成 10 年 7 月 24 日締結

水道法第 6 条の事業認可を受けた水道事業者のうち、地方公共団体（地方自治法第 284 条第 1 項に規定する一部事務組合を含む。）の水道事業者（以下「市町村水道事業者」という。）は、市町村水道事業者が管理する水道施設において災害が発生した際、「宮崎縣市町村防災相互応援協定」（平成 8 年 8 月 29 日締結）に基づく「飲料水の提供」の相互応援について、この覚書を締結する。

（用語）

第 1 条 この覚書において「災害」とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 項に規定する災害及び濁水等による被害をいう。

（連絡担当課）

第 2 条 市町村水道事業者は、この覚書の実施に必要な情報の相互交換を行う連絡担当課を定めるものとする。

（応援の内容）

第 3 条 応援の内容は、次のとおりとする。

- （1） 応援職員の派遣
- （2） 応援給水の実施
- （3） 応急復旧の実施
- （4） 県、日本水道協会宮崎県支部等の関係機関との連絡調整
- （5） 給水に係る衛生措置の確保
- （6） その他飲料水の提供に関し必要な事項

（応援要請等）

第 4 条 被災した市町村水道事業者が応援を要請するときは、次に掲げる事項を明らかにして、口頭等により行い、事後において速やかに文書を提出するものとする。

- （1） 被害状況
- （2） 前条に掲げる応援項目の種類及び内容
- （3） 応援の期間
- （4） その他必要な事項

（応援の実施）

第 5 条 応援を要請された市町村水道事業者は、あらゆる手段を講じて、これに応じ救援に努めるものとする。

- 2 市町村水道事業者は、特に緊急を要し、被災市町村水道事業者が前条に定める要請ができないと判断される場合は、県水道主管課と連絡調整の上、同条の要請を待たないで、応援給水等を行うことができる。この場合には、同条の応援要請があったものとみなす。
- 3 応援を行う市町村水道事業者は、応援を要請した市町村水道事業者等の指揮の下に行動するものとする。

(経費負担)

第6条 応援に要した経費は、応援を受けた市町村水道事業者の負担とする。ただし、特段の事情がある場合は、当事者間の協議によるものとする。

(応援資機材等の把握)

第7条 市町村水道事業者は、相互応援の円滑な実施及び災害時に必要な物資並びに資材の相互融通を図るため、次の事項について正確に把握しておくものとする。

- (1) 連絡担当課の責任者及び副責任者
- (2) 災害時応援可能資機材等の備蓄及び整備状況
- (3) 災害発生直後に応援に従事できる職員数

(応急給水・復旧体制の整備)

第8条 市町村水道事業者は、被災時に被災状況に応じた相互応援の円滑な実施を行うために、次の事項等を定めた応急給水・復旧基本計画（以下、「基本計画」という。）を作成するものとする。

- (1) 指揮命令系統の整備
- (2) 応急復旧期間
- (3) 応急給水目標水量
- (4) 応急供給拠点の設定
- (5) 応急給水拠点の設定
- (6) 応急資機材等の確保
- (7) 応急資機材の受入・配送拠点の整備
- (8) 応援受入拠点の整備
- (9) 優先的給水が必要な重要施設の把握
- (10) 水質管理の適正実施
- (11) その他迅速かつ的確な応急措置の実施に必要な事項

- 2 市町村水道事業者は、地域防災計画の見直しその他の事由により、基本計画の内容に変更を生じた場合は、速やかに変更等を行うものとする。

(実施細目)

第9条 この覚書の実施に関して必要な細目事項については、別に協議して定めるものとする。



(協議)

第 10 条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書の内容に疑義が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。

(適用)

第 11 条 この覚書は平成 10 年 8 月 1 日から適用する。

この覚書の成立を証するため、本書 45 通を作成し、記名押印の上、各 1 通を保有するものとする。

平成 10 年 7 月 24 日



災害時における特設公衆電話の  
設置・利用に関する協定書

平成27年7月27日



え び の 市  
西日本電信電話株式会社宮崎支店

## 災害時における特設公衆電話の設置・利用に関する協定書

えびの市(以下「甲」という。)と西日本電信電話株式会社(以下「乙」という。)は、大規模災害等が発生した際に乙の提供する非常用電話(以下「特設公衆電話」という。)の設置及び利用・管理等に関し、次のとおり協定を締結する。

### (目的)

第1条 本協定は、災害の発生時において、甲乙協力の下、被災者または帰宅困難者等(以下「被災者等」という。)通信手段の確保を図ることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 本契約に規定する「災害の発生」とは、強度の地震等の発生により都道府県が災害救助法(昭和22年法律第118号)を適用する地域において、広域停電が発生していること、または同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

2 本協定に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議のうえ、定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を設置し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

### (通信機器の管理)

第3条 甲は、本協定にもとづき、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう電話機を適切な場所に保管の上、管理することとする。

### (屋内設備の管理及び破損)

第4条 甲は、特設公衆電話に必要な設備(電話機、端子盤、配管、引込柱等)を設置し、乙が設置する屋内配線(モジュージャックを含む。以下同じ。)とともに、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう維持に努めることとする。

2 屋内配線、保安器、引込線等の乙が設置する設備が甲の故意または重過失により破損した場合は、甲は乙に速やかに書面をもって報告することとし、修復に係る費用は、原則、甲が負担するものとする。

### (特設公衆電話の設置)

第5条 特設公衆電話の設置に係る電気通信回線数については、甲乙協議の上、乙が決定することとし、設置場所等の必要な情報は甲乙互いに保管するものとする。なお、保管にあたっては、甲乙互いに情報管理責任者を任命し、その氏名を別紙1に定める様式をもって相互に通知することとする。

(特設公衆電話の移転、廃止等)

第6条 甲は、特設公衆電話の設置された場所の閉鎖、移転等の発生が明らかになった場合は、速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。また、新たな設置場所を設ける場合は、甲は乙に対し報告することに努めるものとする。

(定期試験の実施)

第7条 甲および乙は、年に1回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、別紙2「特設公衆電話の定期試験仕様書」に定める接続試験を実施するものとする。

(故障発見時の扱い)

第8条 甲および乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認しあい、故障回復に向け協力するものとする。

(特設公衆電話の開設)

第9条 特設公衆電話の開設については、甲乙協議の上決定するものとし、この決定があった場合、甲は特設公衆電話を速やかに開設し、被災者等の通信確保に努めるものとする。ただし、設置場所の存在する地域において大規模災害が発生し、甲と乙が連絡が取れない場合は、甲の判断により、開設することができるものとする。

(特設公衆電話の利用料金)

第10条 特設公衆電話の開設期間内の利用料金については、乙が負担するものとする。

(特設公衆電話の利用)

第11条 甲は、特設公衆電話を開設した場合、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

(特設公衆電話の利用の終了)

第12条 特設公衆電話の利用の終了については甲乙協議のうえ乙が決定するものとし、この決定があった場合、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。ただし、甲が避難所を閉鎖した場合には、甲はすみやかに特設公衆電話を撤去し、乙に対し撤去した場所の連絡を行うこととする。

(目的外利用の禁止)

第13条 甲は、第7条に規定する定期試験及び第9条に規定する開設を除き、特設公衆電話の利用を禁止するものとする。

2 乙は特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。

3 甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとし、甲の目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

4 前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議のうえ講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等は、甲が負担するものとする。

(協議事項)

第14条 本協定書に定めのない事項又は本協定書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議の上定めるものとする。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自がその1通を保有する。

平成27年 7月 27日

甲 宮崎県えびの市大字栗下1292  
えびの市長 村岡 隆 明



乙 宮崎県宮崎市広島一丁目5番3号  
西日本電信電話株式会社 宮崎支店  
宮崎支店長 朝長 和 隆





## 情報管理責任者(変更)通知書

平成27年 7月27日

西日本電信電話株式会社  
宮崎支店 支店長  
朝長 和彦 殿

えびの市長  
村岡 隆 明

「特設公衆電話の設置・利用に関する協定書」第5条に基づき情報管理責任者(正)及び(副)を下記のとおり通知致します。

所属	情報管理責任者氏名	連絡先電話番号等
えびの市 基地・防災対策課	(正) 川田 伸一	TEL 0984-35-1111 FAX 0984-35-1111 E-mail sn-kawada@city.ebino.lg.jp
	(副) 外赤 裕二 (副) 田中 義人	TEL 0984-35-1111 FAX 0984-35-0401 E-mail yj-hokaaka@city.ebino.lg.jp ys-tanaka@city.ebino.lg.jp
	(正)	TEL FAX E-mail
	(副)	TEL FAX E-mail
	(正)	TEL FAX E-mail
	(副)	TEL FAX E-mail
	(正)	TEL FAX E-mail
	(副)	TEL FAX E-mail





情報管理責任者(変更)通知書

平成27年 7月27日

えびの市長  
村岡 隆明 殿

西日本電信電話株式会社  
宮崎支店 支店長  
朝 長 和 彦

「特設公衆電話の設置・利用に関する協定書」第5条に基づき情報管理責任者(正)及び(副)を下記のとおり通知致します。

所属	情報管理責任者氏名	連絡先電話番号等
NTTフイールトテクノ 宮崎営業所 災害対策担当	(正) 池間 好吉	TEL 0985-54-1908 FAX 0985-55-1159 E-mail ikema-kohkichi@ntt-ft.co.jp
	(副) 又吉 大輔	TEL 0985-54-1908 FAX 0985-55-1159 E-mail matayoshi-daisuke@ntt-ft.co.jp
	(正)	TEL FAX E-mail
	(副)	TEL FAX E-mail
	(正)	TEL FAX E-mail
	(副)	TEL FAX E-mail
	(正)	TEL FAX E-mail
	(副)	TEL FAX E-mail

## 特設公衆電話 定期試験仕様書

試験名	実施手順
1 NTT西日本による回線試験	<p>①NTT西日本から特設公衆電話の電気通信回線(モジュージャックまで)の回線試験を実施する。</p> <p>実施時期:5月</p> <p>②回線に異常が確認された場合は、NTT西日本が修理を実施する。</p>
2 えびの市による通話試験	<p>①各避難所にて、モジュージャックに電話機を接続し、自治体内の部署等に電話をかけ、正常に通話ができるかの確認を実施する。</p> <p>実施時期:6月</p> <p>②通話が出来ないまたは雑音が入る等、異常が確認された場合は、NTT西日本故障受付部門へ連絡する。</p> <p>故障受付部門:113(局番無し)</p>







## 災害発生時におけるえびの市とえびの市関係郵便局の協力に関する協定

宮崎県えびの市(以下「甲」という。)とえびの市内郵便局及び都城郵便局(以下「乙」という。)は、えびの市内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり協定する。

### (定義)

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める被害をいう。

### (協力要請)

第2条 甲及び乙は、えびの市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- (1) 緊急車両等としての車両の提供  
(車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。)
  - (2) 甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供
  - (3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動
  - (4) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策
    - ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
    - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
    - ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除
    - エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除
  - (5) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供
  - (6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを確実にを行うための必要な事項<sup>(注)</sup>
  - (7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い
  - (8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項
- (注) 避難者情報確認シート(避難先届)又は転居届の配布・回収を含む。

### (協力の実施)

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

### (経費の負担)

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。



(災害情報連絡体制の整備)

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲 えびの市 基地・防災対策課長

乙 日本郵便株式会社 加久藤郵便局長

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、2015年10月1日から2016年3月31日までとする。ただし、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、有効期間最終日から起算し、さらに翌年度も効力を有するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が押印の上、各自1通を保有する。

2015年10月1日

甲 住所  
えびの市  
代表 えびの市長

村岡 隆明



乙 住所  
えびの市関係郵便局(別表のとおり)  
代表 日本郵便株式会社 加久藤郵便局長

原山 靖夫





## 別表

通番	局名	住所	電話番号
1	えびの郵便局	えびの市原田3237-3	0984-33-0142
2	真幸郵便局	えびの市向江976	0984-37-1442
3	飯野駅前郵便局	えびの市原田2247-7	0984-33-1142
4	都城郵便局	都城市中町14-18	0986-22-3951
5	加久藤郵便局	えびの市小田10-1	0984-35-1342
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			







災 害 復 旧 に 関 す る 覚 書

え び の 市

九 州 電 力 株 式 会 社  
都 城 配 電 事 業 所



## 1 目的

甲と乙は、台風、風雪、洪水、地震等による非常災害発生時には、被災情報の収集・提供等、情報連絡を密にするとともに、ライフラインの早期復旧を目的とした倒木等の道路啓開作業など、双方の対策本部（対策部）が緊密な連携を保ち、対応にあたることを目的とする。

## 2 連絡体制

甲		乙	
えびの市役所 基地・防災対策課		停電状況等	九州電力 都城営業所 TEL：0120-879-560 ※直通0986-26-3558 FAX：0986-26-3576
TEL 0984-35-1119		災害復旧 (道路啓開等)	九州電力送配電 都城配電事業所 TEL：0800-777-9444 ※直通0986-25-4257 FAX：0986-80-1112
FAX 0984-35-0401		平常時 (事前伐採等)	九電送配サービス 都城サービスセンター TEL：0800-777-9444 ※直通0986-25-4257 FAX：0986-26-3580

(注) 電話番号は災害時用のため関係者以外公表しない。 ※ は非常災害対策部設置時のみ

## 3 提供する情報

	えびの市役所 → 九電	九電 → えびの市役所
台風襲来前	・道路状況（交通規制他）	・対策部の設置状況
台風通過中	・道路状況（通行止め等）	・停電状況
台風通過後 地震発生後	・道路状況（崖崩れ、道路決壊等） ・家屋等被害状況（浸水、倒壊他） ・電柱倒壊、電線断線等電力設備の被害状況（現場員、パトロール者等で判る範囲とする）	・停電状況 ・被害状況
復旧時	・道路状況（通行止め及び道路啓開計画に関する情報）	・停電状況 ・被害状況 ・復旧見込み

(注) 情報連絡は電話又はファックスにより行う。

## 4 災害発生時における復旧応援者用の施設借用

乙の被害が甚大な場合、電力復旧に必要な応援者受入れのため、乙は甲に対して下記事項につい

て協力を依頼することができる。

(1) 駐車場および宿泊箇所としての施設の借用

- ① 乙は復旧応援者の待機および宿泊箇所として一般宿泊施設を確保するが、大規模災害で多くの車両、復旧要員を動員した場合は、甲に対し施設の借用を依頼することができる。
- ② 上記施設が何らかの事情により使用不能の場合は、乙は甲に対し他の適用可能な施設の借用を依頼することができる。

(2) 復旧資機材置場の借用

乙は復旧資機材置場として乙の敷地を使用するが、大規模災害で多くの復旧資機材確保が必要な場合は、甲に対し敷地の借用を依頼することができる。

(3) 復旧人員および資材運搬の確保

大規模災害により乙が復旧要員や復旧資機材（配電復旧車両含む）等の運搬もしくは電力設備巡視のためにヘリコプターを使用する場合、乙はヘリコプター発着場として甲に対し施設の使用を依頼することができる。

〔災害発生時の復旧人員のえびの市における受入れ施設一覧〕

【待機および宿泊箇所】

施設名	所在地	電話番号
文化センター	えびの市大字大明司2146-2	0984-35-2268
国際交流センター	えびの市大字榎田388-1	0984-35-3211

【駐車場】

施設名	所在地	電話番号
えびの水辺の楽校	えびの市大字小田298	
永山運動公園	えびの市大字永山785	

【復旧資機材置場】

施設名	所在地	電話番号
えびの水辺の楽校	えびの市大字小田298	
永山運動公園	えびの市大字永山785	

【ヘリコプター発着場】

施設名	所在地	電話番号
えびの水辺の楽校	えびの市大字小田298	

災害による道路・その他の被害状況等により上記の甲の施設の使用が困難な場合は、その他の甲の施設について協議・調整の上、乙は甲の施設を使用することができる。

5 道路啓開

(1) 倒木時の道路啓開

- ① 甲が管轄する道路において、倒木等により乙の復旧に支障が生じる場合、乙は甲へ速やかに連絡し、甲により道路啓開を行う。ただし、乙の電線等設備への掛かり木がある場合は、乙により電氣的安全対策を施した上で処理する。
- ② 前項の規定にかかわらず、やむを得ず、乙にて処理する場合は、ライフライン復旧に必要な最低限の処理とし、処理後の樹木は道路脇へ残置する。残置した樹木は後日甲により処理する。

(2) 電柱倒壊および電線垂れ下がり時の道路啓開

乙の設備により甲が管轄する道路の交通支障が発生又は発生する恐れがある場合、甲は速やかに乙へ連絡し、乙により道路啓開を行う。ただし、地滑り等により、大規模な被害が発生し、乙の設備が付近一帯の瓦礫と同等程度となった場合、甲は乙へ了解なく道路啓開に必要な排除をできるものとする。

## 6 復旧作業

(1) 電力復旧の考え方

緊急かつ直接的に人命に関わる施設、国・自治体による災害復旧活動上の重要施設、経済社会の基幹的機能を有する施設への送電を優先して復旧する。

(2) 高圧（低圧）発電機車設置についての事前調整

配電設備の復旧に長時間を要する場合で、甲の要請により発電機車による緊急送電の必要がある場合は、設置箇所および優先順位について甲と乙で協議する。

(3) 電力設備復旧作業の考え方

災害時の復旧作業は早期送電を図るため、全て応急復旧工法とする。復旧完了後可能な限り速やかに本復旧を行う。

## 7 広 報

(1) 平常時の広報

災害による電線断線、電柱倒壊等による公衆感電事故を未然に防止するため、災害シーズン前に甲の広報紙にPR文の掲載を依頼することができる。

(2) 災害が予想される場合又は災害発生時の広報

台風が接近し災害が予想される場合は、甲の広報手段により次の広報を乙が要請することができる。

- ① 切れた電線を触ることによる感電事故の防止
- ② 電力設備の被害状況
- ③ 停電の発生状況
- ④ 復旧見込み等

## 8 施設利用に関するその他の事項

- (1) 施設利用にあたっては、利用可能範囲を予め明確にし立入禁止区域には立ち入らない。
- (2) 施設管理箇所の指示事項は、確実にそれを遵守する。
- (3) 乙の施設利用中に乙により設備に損傷を与えた場合は、乙にて補修する。
- (4) 乙が施設利用に際して、臨時電話、ファックス等必要什器類を施設内に設置する場合は事前に甲に通知し、協議するものとする。
- (5) 施設利用に伴う費用については乙の負担とする。

#### 9 協力の範囲について

各項に記された甲に依頼する協力とは、甲の災害時の実情を考慮した実施可能な範囲での協力とする。

#### 10 その他

この覚書に定める事項に疑義が生じた場合は、甲・乙協議の上決定するものとする。また、この覚書締結後に甲乙双方の締結者に変更があっても、特段の申し入れがない限り本覚書は自動継続するものとする。

この覚書の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上各自1通を保有する。

平成30年 3月22日

甲 えびの市大字栗下 1292

えびの市長 村岡 隆明



乙 都城市姫城町33街区5号

九州電力株式会社 都城配電事業所長  
中川 智之









災害時における災害救助犬の出動及び搜索活動に関する協定書

平成31年3月27日

えびの市



特定非営利活動法人九州災害救助犬協会

## 災害時における災害救助犬の出動及び搜索活動に関する協定書

えびの市（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人九州災害救助犬協会（以下「乙」という。）は、えびの市内において大規模な災害又は事故（以下「大規模災害等」という。）が発生した場合に、被災者の搜索活動（以下「搜索活動」という。）を円滑に実施し、早期に人命を救助するため、災害救助犬の出動及び搜索活動に関し、次のとおり協定を締結する。

### （出動要請）

第1条 甲は、市内において大規模災害等が発生した場合、搜索活動のために必要があると認めるときは、乙に対して、災害救助犬の出動を文書により要請するものとする。

ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

### （出動）

第2条 乙は、前条の出動要請を受けたときは、特別の理由がない限り、速やかに災害救助犬を出動させるものとする。

2 乙は、出動体制が整ったときは、速やかに災害救助犬チームの構成、現場到着予定時刻等必要な事項を甲に連絡するものとする。この場合において、災害救助犬の出動頭数は、災害の種類及び規模等を考慮し、甲乙協議のうえ決定するものとする。

### （搜索活動の実施等）

第3条 乙に属する災害救助犬チーム構成員（以下「構成員」という。）は、出動した災害現場においては、第1条に定める出動の要請時又はその後に甲が指定する現場指揮者（以下「現場指揮者」という。）の指示に従い搜索活動を実施するものとする。

2 この協定に基づく業務の終了は、現場指揮者が搜索活動の終了を告げたとき、又は乙の都合により搜索活動の続行が不可能となったときとする。

### （費用の負担）

第4条 第2条第1項の規定による出動及び搜索活動に要した費用については、乙の負担とする。

### （損害補償）

第5条 この協定に基づく出動又は搜索活動に伴って構成員及び災害救助犬に生じた損害の補償（第三者に対する損害を含む。）は、次のとおりとする。

#### （1）甲の負担

甲は、乙の構成員が救助活動中に死亡若しくは負傷し、又は救助活動に起因した疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合は、市が加入している市民総合賠償補償保険に基づいてその損害を補償する。

(2) 乙の負担

ア 乙は、乙の構成員が出動時の往復途上における交通事故等により、自ら損害を被り、又は第三者に損害を与えた場合の損害を補償する。

イ 乙は、災害救助犬が出動時の往復途上又は救助活動時に、自ら損害を被り、又は第三者に損害を与えた場合の損害を補償する。

(訓練への参加)

第6条 乙は、この協定による捜索活動が円滑に行われるよう、甲が行う訓練への参加に努めるものとする。

(実施細目)

第7条 この協定の実施に必要な事項は、甲乙協議のうえ別に定める。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又は協定内容に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、平成31年3月27日からその効力を有するものとし、甲、乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成31年 3月27日

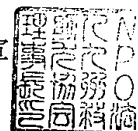
甲 宮崎県えびの市大字栗下1, 292番地

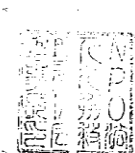
えびの市長 村岡隆明



乙 熊本県熊本市南区南高江2丁目11-73  
特定非営利活動法人九州災害救助犬協会

理事長 秋岡廣宣







災害時における災害救助犬の出動に関する協定実施細目

平成31年3月27日

えびの市

特定非営利活動法人九州災害救助犬協会



## 災害時における災害救助犬の出動に関する協定実施細目

### (趣旨)

第1条 この実施細目は、災害時における災害救助犬の出動及び搜索活動に関する協定(以下「協定」という。)第7条の規定に基づき、えびの市(以下「甲」という。)と特定非営利活動法人九州災害救助犬協会(以下「乙」という。)との協定の実施に必要な事項を定める。

### (出動要請、協議等)

第2条 甲は、協定第1条の規定により乙に出動要請を行うときは、様式1により、次の各号に掲げる事項を明示して行うものとする。

- (1) 災害の状況及び出動を要請する理由
- (2) 出動を要請する期間
- (3) 出動を希望する区域
- (4) 現場指揮者の所属、職、氏名及び連絡先
- (5) その他搜索活動に必要な事項

### (出動)

第3条 乙は、協定第1条の規定による出動要請を受け、出動体制が整ったときは、速やかに様式2により次の各号に掲げる事項を甲に連絡するものとする。

ただし、文書をもって連絡するいとまがないときは、口頭で連絡し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 出動責任者の氏名、連絡先
- (2) 出動人員及び災害救助犬の頭数
- (3) 出動時間及び現場到着予定時間
- (4) その他必要な事項

### (搜索活動状況の報告)

第4条 乙は、搜索活動を終了したときは、甲に対して様式3により、次の各号に掲げる事項を報告するものとする。

- (1) 搜索活動に従事した人員、災害救助犬の頭数及び出動車両数
- (2) 活動内容及び活動時間
- (3) その他必要な事項

(損害補償事案の速報及び書類提出)

第5条 乙は、協定第5条の規定に基づき甲が損害賠償を負担すべき事案が発生したときは、速やかに甲に連絡するとともに、甲の求めに応じ必要な書類等を提出するものとする。

(連携活動等)

第6条 甲及び乙は、相互に救助活動における連携活動のあり方を研究するとともに、協定第6条の規定に基づく訓練を通じて、円滑な救助活動が実施できるよう努めるものとする。

2 甲及び乙は、緊急時の連絡等必要な事項を互いに確認し、変更があった場合はその内容を速やかに相手方に通知するものとする。

(協議)

第7条 この実施細目に定めのない事項又は内容に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この実施細目に定める事項を確認するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成31年 3月27日

甲 宮崎県えびの市大字栗下1, 292番地

えびの市長 村岡隆明



乙 熊本県熊本市南区南高江2丁目11-73  
特定非営利活動法人 九州災害救助犬協会

理事長 秋岡廣宣





(様式1)

文 書 番 号  
年 月 日

団体名  
代表者 様

えびの市長

「災害時における災害救助犬の出動及び搜索活動に関する協定」に係わる出動要請書

災害時における災害救助犬の出動及び搜索活動に関する協定第1条の規定により、出動を要請します。

災害の状況及び出動を要請する理由		
出動を要請する期間		
出動を希望する区域		
現場指揮者の 所属、職、氏名 及び連絡先	所 属	
	職	
	氏 名	
	連絡先	
その他搜索活動に必要な事項		

(様式2)

年 月 日

えびの市長 様

住 所  
団体名  
代表者

「災害時における災害救助犬の出動及び捜索活動に関する協定」に係わる出動体制

災害時における災害救助犬の出動及び捜索活動に関する協定実施細目第3条の規定により、出動体制を連絡します。

出動責任者	氏 名	
	連絡先	
出 動 人 員		
災害救助犬の頭数		
出 動 時 間		
現場到着予定時間		
その他必要な事項		

(様式3)

年 月 日

えびの市長 様

住 所  
団体名  
代表者

「災害時における災害救助犬の出動及び搜索活動に関する協定」に係わる活動報告書

災害時における災害救助犬の出動及び搜索活動に関する協定実施細目第4条の規定により、災害救助犬の出動に係わる活動内容を、次のとおり報告します。

活 動 年 月 日	出 動 部 隊	活 動 時 間	活 動 内 容
年 月 日	救助犬 頭 指導員 人 車 輛 台	時 分 ～ 時間 分 時 分	
年 月 日	救助犬 頭 指導員 人 車 輛 台	時 分 ～ 時間 分 時 分	
年 月 日	救助犬 頭 指導員 人 車 輛 台	時 分 ～ 時間 分 時 分	
年 月 日	救助犬 頭 指導員 人 車 輛 台	時 分 ～ 時間 分 時 分	



## 災害に係る情報発信等に関する協定

えびの市およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という。）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### 第1条（本協定の目的）

本協定は、えびの市内の地震、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、えびの市が住民等に対して必要な情報を迅速に提供し、かつえびの市の行政機能の低下を軽減させるため、えびの市とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

### 第2条（本協定における取組み）

1. 本協定における取組みの内容は次の中から、えびの市およびヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。
  - (1) ヤフーが、えびの市の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、えびの市の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
  - (2) えびの市が、市内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - (3) えびの市が、市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - (4) えびの市が、災害発生時の市内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - (5) えびの市が、市内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - (6) えびの市が、市内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
2. えびの市およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
3. 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、えびの市およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

### 第3条（費用）

前条に基づくえびの市およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

#### 第4条（情報の周知）

ヤフーは、えびの市から提供を受ける情報について、えびの市が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

#### 第5条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、えびの市およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

#### 第6条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

#### 第7条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、えびの市およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、えびの市とヤフー両者記名押印のうえ各1通を保有する。

2019年 11月 25日

えびの市：宮崎県えびの市大字栗下1292番

えびの市長 村岡隆明



ヤフー：東京都千代田区紀尾井町1番3号

ヤフー株式会社

代表取締役 川邊健太郎



## 災害時における物資供給に関する協定

えびの市（以下「甲」という。）と株式会社ナフコ（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する地震、津波、風水害、その他の災害により甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に必要な物資（以下「物資」という。）の供給等について、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、災害時における救援物資の調達などに関する甲の計画に対する乙の協力について必要な事項を定める。

### （要請）

第2条 甲は、次の各号に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する物資の供給を要請することができる。

- (1) えびの市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) えびの市以外の災害の救助のため、国又は関係都道府県から物資の調達の斡旋を要請され、または特に必要を認めて斡旋を行うとき。

### （協力）

第3条 乙は、甲から前条の規定による要請があったときは、当該要請に対し可能な範囲において協力する。

### （調達物資の範囲）

第4条 甲が乙に供給を要請する物資は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 「供給要請対象物資一覧」（別紙①）に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

### （要請の方法）

第5条 第2条の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急の場合で、文書をもって要請することができない場合は口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

2 前項ただし書の場合にあっては、乙は、甲の意思を確認のうえ、第6条の措置を執るものとする。

### （要請に基づく乙の措置）

第6条 乙は、第2条の要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置を執るとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

### （価格）

第7条 物資の取引価格は、災害発生直前時における適正な価格（引渡しまでの運賃を含む。災害発生前の取引については、取引時の適正な価格）を基準として、甲および乙が協議して定めるものとする。

### （運搬および引渡し）

第8条 乙は、物資の運搬および引渡しについては、甲の指示に従うものとする。

2 物資の搬送は、原則として乙が行うものとし、甲は、甲の指定する場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。ただし、乙が搬送できない場合は、甲の指定する運送業者が、乙の指定する場所において物資を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。

3 甲は、前項の職員の派遣を甲の指定する者に代行させることができる。この場合、

甲は文書をもって委任するものとするが、緊急の場合で、文書をもって行うことができないときは、口頭で行い、その後速やかに文書を交付するものとする。

(車両の通行)

第9条 甲は乙が物資を運搬および供給する際は、乙および乙の業務委託先の車両を緊急又は優先車両として通行できるように可能な範囲で支援する。

(代金の支払い)

第10条 乙は、第8条第2項の引渡し後に物資の代金(引渡し場所までの運賃を含む。以下同じ。)を甲に請求するものとし、甲は速やかに物資の代金を支払うものとする。

(連絡責任部署)

第11条 この協定に関する連絡責任部署は、甲においては基地・防災対策課とし、乙においては株式会社ナフコ総務部とする。

(担当者名簿の作成)

第12条 甲および乙は、この協定の成立の日および毎年4月1日現在の事務担当者名簿(別紙②)を作成し、相互に交換するものとする。

2 前項の規定は、年度途中において異動等があった場合に準用する。

(情報の交換)

第13条 甲および乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(協議)

第14条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第15条 この協定は、締結日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

以上のとおり、協定を締結したことを証するため、本書2通を作成し、甲と乙が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

令和2年3月23日

甲 宮崎県えびの市大字栗下1292番地

えびの市長 村岡 隆 明



乙 福岡県北九州市小倉北区魚町2丁目6番10号

株式会社ナフコ  
代表取締役 石田 卓巳





## 別紙①

## 供給要請対象物資一覧

分類	主な品種
作業関係	作業シート、土嚢袋、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、ガラ袋など
工具類	スコップ、つるはし、バール、ハンマー、のこぎり、鋏、チェーンソー、バケツ、電動ハンマードリル、発電機、燃料携行缶、延長コード、ホースリールなど
食料、飲料水	飲料水（ペットボトル）、水、即席めん、缶詰など
生活必需品	毛布、タオル、下着、紙オムツ（大人用・子供用）、ちり紙、ウェットティッシュ、ボディタオル、鍋、やかん、食器類、割り箸、ポリ袋、マッチ、ライター、ローソク、雑巾、使い捨てカイロ、携帯トイレ、水缶など
調理・電気用品	カセットコンロ、カセットボンベ、投光器、懐中電灯、乾電池など
暖房機器	石油ストーブ、湯たんぽ、木炭、木炭コンロなど

別紙②

事務担当者名簿

災害対策に関する事務担当者名簿

関係事項	災害対策用物資の調達斡旋に関すること
関係機関等名称	株式会社ナフコ
関係機関等所在地	福岡県北九州市小倉北区魚町2丁目6番10号
代表者氏名	代表取締役 石田卓巳
担当者職・氏名・連絡先電話番号（勤務時間内・勤務時間外別に記入する。）	
<p>第1順位者 総務部係長 三好 博道 (ミヨシ ヒロミチ) 自宅 (携帯)</p> <p>TEL (勤務時間内) 093-521-5155 TEI (勤務時間外) 090-4654-1535</p>	
<p>第2順位者 総務部課長 沢辺 龍彦 (サワベ タツヒコ) 自宅 (携帯)</p> <p>TEL (勤務時間内) 093-521-5155 TEI (勤務時間外) 090-2804-8366</p>	
<p>第3順位者 総務部長 世良 淳一 (セラ ジュンイチ) 自宅 (携帯)</p> <p>TEL (勤務時間内) 093-521-5155 TEI (勤務時間外) 090-8411-0688</p>	

えびの市担当部署名	基地・防災対策課	電話番号	(直通) 0984-35-1119 (内線) 313、318
担当者職・氏名			
<p>第1順位者 課長補佐 外赤 裕二 (ホカアカ ユウジ) 自宅 (携帯)</p> <p>TEL (勤務時間内) 0984-35-1119 TEI (勤務時間外) 090-9482-3252</p>			
<p>第2順位者 係長 松田 篤志 (マツダ アツシ) 自宅 (携帯)</p> <p>TEL (勤務時間内) 0984-35-1119 TEI (勤務時間外) 090-7156-4395</p>			
<p>第3順位者 主査 田中 涼子 (タナカ リョウコ) 自宅 (携帯)</p> <p>TEL (勤務時間内) 0984-35-1119 TEI (勤務時間外) 090-4344-3010</p>			



## 災害時における物資供給に関する協定書

えびの市（以下「甲」という。）と株式会社コスモス薬品（以下「乙」という。）とは、災害時における物資供給に関し、次のとおり協定を締結する。

### （要請）

第1条 甲は、次の各号に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する物資の供給を要請することができる。

- (1) えびの市に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) えびの市以外の災害の救援のため、関係自治体等から物資の調達の斡旋を要請されたとき、又は甲が救援の必要があると認めるとき。

### （協力）

第2条 乙は、甲から前条の規定による要請があったときは、当該要請に対し可能な範囲において協力する。

### （調達物資の範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、要請時点で乙が調達可能な物資とする。ただし、乙が甲から要請を受けた時点で、物流ラインの断絶、乙の加盟店への商品供給を優先する必要性等により物資の供給ができないことがあることを勘案して、乙が物資の調達の可否を決定するものとする。

### （要請の方法）

第4条 第1条の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急の場合で文書をもって要請することができない場合は口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

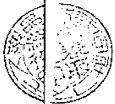
- 2 前項ただし書の場合にあっては、乙は、甲の意思を確認の上、第5条の措置を執るものとする。

### （要請に基づく乙の措置）

第5条 乙は、甲から第1条の要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置を執るとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

### （価格）

第6条 物資の取引価格は、災害発生時の直前における適正な価格を基準として、甲及び乙が協議して定めるものとする。



(物資の引渡し)

第7条 乙は、甲に対して優先的に物資を引き渡すよう努めるものとする。また、引き渡す場所は、乙の店舗とし、当該場所に甲の職員又は甲の指定する者を派遣し、物資を確認の上、引渡しを受けるものとする。

(代金の支払い)

第8条 乙は、第7条の引渡し後に物資の代金を甲に請求するものとし、甲は請求書を受理した日から30日以内に代金を乙に支払うものとする。ただし、当該請求に疑義が生じた場合、甲は乙に協議を申し入れることができる。

(連絡責任者)

第9条 乙は、営業時間内及び営業時間外の連絡先を明らかにし、引渡し責任者を決めておくものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、締結日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

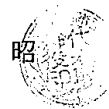
この協定の締結を証するため、甲及び乙は、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

令和 2年 4月23日

甲 えびの市大字栗下1292番地  
えびの市長 村岡 隆



乙 福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目10番1号  
第一福岡ビルS館4階  
株式会社コスモス薬品  
代表取締役社長 横山 英昭





## 災害時における物資供給に関する協定書

えびの市（以下「甲」という。）と NPO 法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

### （協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発効する。

### （供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

### （調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

### （要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

### （物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

### （引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。



(費用の負担)

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

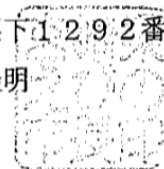
(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

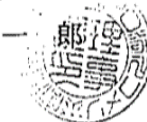
この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 2年 8月 19日

甲 宮崎県えびの市大字栗下1292番地  
えびの市長 村岡 隆明



乙 新潟県新潟市南区清水4501番地1  
NPO 法人 コメリ災害対策センター  
理事長 棒 雄一





## 別表

## 災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主な品種
作業関係	作業シート、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、土のう袋、ガラ袋、スコップ、ホースリール
日用品等	毛布、タオル、割箸、使い捨て食器、ポリ袋、ホイル、ラップ、ウェットティッシュ、マスク、衛生用ポリ手袋（使い捨て）バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、簡易ライター、使い捨てカイロ
水関係	飲料水（ペットボトル）、生活用水用ポリタンク
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ
電気用品等	投光器、懐中電灯、乾電池、カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係等	救急ミニトイレ



# 災害時における歯科医療救護活動に関する協定書

令和2年8月25日

一般社団法人小林えびの西諸歯科医師会

小林市・えびの市・高原町

## 災害時における歯科医療救護活動に関する協定書

小林市、えびの市及び高原町(以下「市町」という。)と一般社団法人小林えびの西諸歯科医師会(以下「歯科医師会」という。)は、災害時における歯科医療救護活動に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は西諸県地域における災害が発生した場合、市町が歯科医師会に対して行う協力要請及び歯科医師会が行う歯科医療救護活動について、必要な事項を定めるものとする。

(歯科医療救護計画)

第2条 歯科医師会は、前条に定める歯科医療救護活動を迅速かつ適切に実施するため、あらかじめ歯科医療救護計画を作成し、これを市町に提出するものとする。

2 前項の歯科医療救護計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 歯科医療救護班の編成計画及び活動計画
- (2) 歯科医師会と関係機関との通信連絡計画
- (3) 指揮系統
- (4) 医薬品、医療資器材等の備蓄計画
- (5) 訓練計画
- (6) その他必要な事項

(歯科医療救護班の派遣)

第3条 市町は、災害時に、歯科医師会に対し歯科医療救護班の派遣を要請できるものとする。

2 歯科医師会は、災害時に前項の規定により市町から派遣要請を受けた場合は、歯科医療救護班を編成し、市町の指定した場所に、速やかに派遣するものとする。ただし、災害が激甚かつ歯科医療救護班に危害が生じるおそれがある場合には、この限りではない。

3 歯科医師会は、緊急又はやむを得ない事情により、市町の要請によらず自らの判断により歯科医療救護班を派遣した場合は、速やかに市町に報告し、その承認を得るものとする。

(歯科医療救護班の輸送)

第4条 市町は、通常の交通手段の確保が困難な場合は、歯科医療救護班の輸送に必要な措置をとるものとする。

(歯科医療救護班に対する指揮命令等)

第5条 歯科医療救護班に対する指揮命令及び歯科医療救護活動に係る連絡調整は、市町の指定する者が行うものとする。

(歯科医療救護班の業務)

第6条 歯科医療救護班の行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 歯科医療を要する傷病者への応急歯科医療処置
- (2) 歯科口腔保健衛生活動による被災住民の口腔ケア等の健康管理
- (3) 災害対応に係る情報の収集及び通信手段の確保
- (4) 傷病者を収容する医療機関への搬送の要否及び搬送順位の決定
- (5) 遺体の身元確認作業に関する協力
- (6) その他状況に応じた処置

(医薬品等の供給)

第7条 歯科医療救護活動に必要な医薬品等は、当該歯科医療救護班が携行するもののほか市町が必要な措置をとるものとする。

(医療費)

第8条 市町が設置する救護所等における医療費は、無料とする。

2 搬送先の医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

(報告)

第9条 歯科医師会は、歯科医療救護班の派遣を行った場合、歯科医療救護活動終了後速やかに、歯科医療救護活動及び医薬品等使用等の実績をとりまとめ、文書により市町に報告するものとする。

(経費の負担)

第10条 市町の要請に基づき歯科医師会が派遣した歯科医療救護班に係る次の経費は、市町が負担するものとする。

- (1) 歯科医療救護班の編成及び派遣に要した旅費
- (2) 歯科医療救護班が医薬品等を使用した場合の実費
- (3) 歯科医療救護班員が医療救護活動において死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障がいを負った場合の補償費

2 前項に定める費用の額については、実費弁償によるもののほか、市町及び歯科医師会が協議の上決定する。

(訓練)

第11条 歯科医師会は、市町が実施する訓練に参加し、災害時に適切な対応ができるように努めるものとする。

(実施細目)

第12条 この協定を実施するための必要な事項については、市町及び歯科医師会が協議の上、別途定めるものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、市町及び歯科医師会が協議の上、決定するものとする。

(協定期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間が満了する1か月前までに、市町又は歯科医師会から何らの意思表示がない場合は、期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書4通を作成し、市町及び歯科医師会記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年8月25日

小林市細野300番地

小林市

小林市長

宮原 義



えびの市大字栗下1292番地

えびの市

えびの市長

村岡 隆明

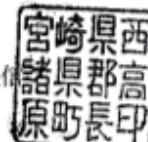


高原町大字西麓899番地

高原町

高原町長

高妻 経信

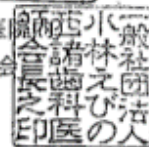


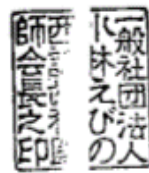
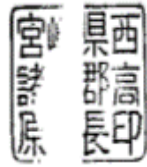
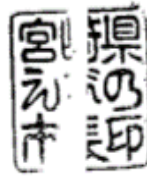
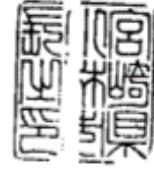
小林市細野2719番地3 (阿部歯科医師会)

一般社団法人 小林えびの西諸歯科医師会

会長

嶺崎 晃一





## 災害時相互応援に関する協定書

宮崎県えびの市と大阪府貝塚市（以下「協定市」という。）とは、災害時における応急復旧対策に係る相互の応援を行うため、次のとおり協定を締結する。

### （協定の趣旨）

第1条 この協定は、大規模災害時において同時被災しにくい遠隔自治体同士として締結するもので、協定市いずれかの地域で、大規模な災害（災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生し、被災した市（以下「被災市」という。）が独自では十分な応急復旧対策ができない場合において、被災していない協定市が応援協力し、被災市の応急復旧対策を円滑に遂行するために必要な事項を定めるものとする

### （応援要請）

第2条 応援しようとする市（以下「応援市」という。）は、被災市から応援要請を受けた場合は、要請内容に従って応援するよう努めるものとする。

### （応援の内容）

第3条 応援の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 応急復旧対策に必要な職員の派遣
- (2) 食料、飲料水及び生活必需品の提供
- (3) 応急復旧対策に必要な資機材の提供
- (4) 前各号に掲げるもののほか特に要請のある事項

### （応援要請の手続き）

第4条 被災市は、応援を要請しようとするときは、電話等により応援要請を伝え、要請内容を相互に確認したうえで、様式1「応援要請書」により応援要請を行うものとする。

2 要請を受けた市は、前項の応援要請を請け応援を行うときは、電話等により応援をする旨を伝え、速やかに様式2「応援回答書」により応援内容を通知する。

### （応援要請の手続きができない場合の応援）

第5条 被災市に大規模な災害が発生し、被災による相互の連絡不能などにより、応援要請の手続きが速やかにできない場合においては、応援市は自らの判断により応援できるものとする。この場合において様式3「応援通知書」により応援内容を被災市に通知するものとする。ただし、連絡が困難な場合は事前に通知することを要しない。

### （応援経費の負担）

第6条 応援に要した経費は原則として被災市の負担とする。ただし、これによりがたい場合は、協定市が協議して別に定めるものとする。

### （労災補償）

第7条 派遣職員に係る公務災害補償については、公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによる。

2 派遣職員が公務執行中第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災市が賠償の責めを負い、被災市への往復経路の途中に生じたものについては応援市が賠償の責めを負うものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度協定市が協議して定めるものとする。

(効力の発生)

第9条 この協定は、協定を締結した日から効力を発生する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、協定市は記名押印のうえ、各自1通を保管するものとする。

令和3年1月4日

宮崎県えびの市大字栗下1292番地

えびの市

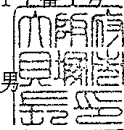
えびの市長 村岡 隆明



大阪府貝塚市皇中一丁目17番1号

貝塚市

貝塚市長 藤原 龍男





## 防災パートナーシップに関する協定書

えびの市（以下「甲」という。）と株式会社テレビ宮崎（以下「乙」という。）は、災害時における災害及び防災に関する情報の発信並びに平常時における災害予防対策について、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、えびの市内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が乙の協力を得て迅速に災害及び防災に関する情報を周知すること等により、災害による被害の軽減を図り、もって住民の安全の確保に寄与することを目的とする。

### （定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、地震、噴火、地滑り、感染症、その他の異常な自然現象又は大規模な火事、若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度において、これらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。
- (2) 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐことをいう。

### （緊急情報発信要請）

第3条 甲は、第1条の目的を達成するため、災害及び防災に関する情報の伝達を行う必要があると認めるときは、乙に対し、これを要請することができる（以下「要請」という。）。

### （要請の手続）

第4条 甲は、前条の規定により緊急情報発信を要請するときは、乙に対し、次に掲げる事項を記載した甲が別に定める緊急情報発信要請書（以下「要請書」という。）をFAX又は電子メール等により送信するものとする。ただし、緊急を要するときは、甲は、乙に対し、口頭又は電話により要請することができる。

- (1) 災害の種類
- (2) 放送・発信の要請の理由
- (3) 放送・発信を求める事項
- (4) その他甲が必要と認める事項

2 本協定の規定により口頭又は電話により要請を行ったときは、甲は、当該要請後に、遅滞なく要請書を送信するものとする。

### （緊急情報発信の実施）

第5条 乙は、前2条の規定により甲から要請を受けた場合は、被害の程度やその時間帯の状況に応じて、可能な限り次に示す情報発信を行う。

- (1) UMKホームページでのLアラート（地域情報コモンズ）情報の掲載
- (2) 「宮崎ニュースUMK」での情報配信（インターネット、UMKアプリ）
- (3) データ放送での情報発信
- (4) インターネットライブ配信
- (5) 地上波テレビでの放送

2 乙は、前項の規定による情報発信を原則として無償で行うものとする。

### （平常時の取組）

第6条 乙は、平常時において、甲が実施する災害予防対策のため、甲に対し災害に関する映像を提供する等、乙の可能な範囲で協力する。

2 甲は、乙が本協定の趣旨に基づき災害予防対策に資する報道活動を行うときは、乙に対し甲の所有する映像や資料を提供する等、甲の可能な範囲で協力する。

(運用連絡表)

第7条 甲及び乙は、要請を円滑に行うとともに、情報発信を迅速かつ的確に行うため、相互の連絡責任者、連絡先、通信方法等を記載した防災パートナーシップに関する協定書の運用連絡表(以下「連絡表」という。)を、協議の上作成するものとし、毎年4月に記載事項が最新であることを確認する。

2 甲及び乙は、連絡表の記載内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に通知するとともに、必要に応じて協議の上、連絡表を更新するものとする。

(協定の期間)

第8条 この協定は、その締結の日から効力を生ずるものとし、甲又は乙が相手方に対し文書によりこの協定の終了を通知しない限り、継続するものとする。

(協議事項)

第9条 この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自その1通を保有する。

令和3年12月17日

甲 えびの市大字栗下1292

えびの市

えびの市長

村岡隆



乙 宮崎市祇園2丁目78番地

株式会社テレビ宮崎

代表取締役社長

寺村明之





えびの市災害ボランティアセンターの設置及び運営等に関する協定書

えびの市（以下「甲」という。）とえびの市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、災害時における、えびの市災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）の設置、運営等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、えびの市内で地震、風水災害等により大規模な災害が発生したとき（以下「災害時」という。）において、えびの市地域防災計画に基づき、被災者に対して災害時応急対応活動を行うためのセンターの設置及びそれに伴うボランティア活動等を円滑に実施するために、甲及び乙の果たすべき役割と必要な事項を定めるものとする。

（連携及び協力）

第2条 甲及び乙は、災害が発生した場合には、被害状況等を含めボランティア活動を行うために必要な情報や被災者の効率的な支援のために必要な情報を速やかに共有し、協力して措置を講じるものとする。

（センターの設置）

第3条 センターを設置する必要があると判断したときは、甲乙協議の上、センターを設置するものとする。

（センターの設置場所）

第4条 センターの本部事務所は、甲乙協議の上、支援活動を実施するために最適な場所に設置するものとする。ただし、災害等の状況により最適な場所が使用不能な場合には、甲はこれに代わる場所を確保して乙に提供するものとする。

2 著しい被害を受けた地域や地理的な課題等によりセンターの分室の設置が必要であるときは、甲乙協議の上、前項の考えに基づき、その設置場所を確保するものとする。

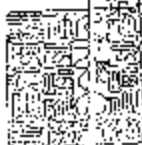
（センターの運営）

第5条 乙が設置するセンターは、乙が主体となり、必要に応じて、外部からのボランティア、各社会福祉協議会、ボランティアコーディネーターのほか、地域の関係機関・団体等の協力の下、運営を行うものとする。

2 甲は、乙がセンターを設置した場合、乙との連絡調整について担当者を配置し、速やかに連携体制を整えるものとする。

（協力の要請）

第6条 乙は、センターの円滑な活動を確保することが困難であると認めるときは、甲に対し、必要な協力を求めることができる。



(センターの業務)

第7条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) ボランティアのニーズの把握及び情報の提供
- (2) 派遣要請(要否を含む)などの現地ボランティア活動の調整
- (3) ボランティアの受入れ・受付
- (4) ボランティア保険の加入促進と相談、加入手続き
- (5) 市災害対策本部との連絡調整
- (6) その他の外部ボランティア組織や地元ボランティアとのネットワークの形成及び活動支援など

(資機材等の確保)

第8条 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動等に必要な資機材等を相互に協力して確保するものとする。

(費用負担)

第9条 センターの拠点設置費用等や運営に係る人件費、応援職員旅費について、法令その他別段の定めがある場合を除き、原則として甲の負担とする。

2 乙は、前項の費用の内訳について、甲の要求に応じ、その内容を説明するものとする。

(請求及び支払)

第10条 乙は、前条の規定により費用が確定したときは、経費明細書を添えて甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙からの請求があったときは、内容を確認しその費用を乙に支払うものとする。

(センターの閉鎖)

第11条 センターの閉鎖は、災害の復旧状況を考慮し、甲乙協議の上、決定するものとする。

(損害補償)

第12条 災害時における応急・復興活動等に関し、ボランティアが被った損害に対する補償は、ボランティア保険により対応するものとする。

(報告)

第13条 甲は、乙にセンターの運営状況について報告を求めることができる。

(平常時における体制整備)

第14条 乙は、平常時から災害時に備えたセンター機能の整備・保身に努めるものとし、甲は、必要な協力を行うものとする。

2 甲及び乙は、平常時から相互に連携し、ボランティア団体、地域住民、関係機関・団体等との良好な関係の維持に努め、センターの運営など災害時における連携・協力体制の確立を図るものとする。

3 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動が効果的に実施されるよう、防災訓練等の際に、互いに協力して災害ボランティアの養成に努めるものとする。

(個人情報の取扱い)

第15条 △協定に基づき設置するセンターの運営に関して発生する個人情報の取扱いについては、乙は、社会福祉法人えびの市社会福祉協議会個人情報保護規程に基づき、甲は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づいて、適切に管理するものとする。

(協議)

第16条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第17条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも解除又は変更の申請がないときは、1年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和 5年 2月21日

甲 宮崎県えびの市大字粟下1292番地

えびの市

えびの市長 村岡 隆



乙 宮崎県えびの市大字粟下67番地

社会福祉法人えびの市社会福祉協議会

会長 瀬戸崎 恵子

